

## 令和元年度第3回加東市子ども・子育て会議次第

日時：令和元年11月19日（火）

午後3時00分から

場所：加東市役所 501会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討について

4 そ の 他

5 閉 会

**第2期加東市  
子ども・子育て支援事業計画**

**素案 11/19**

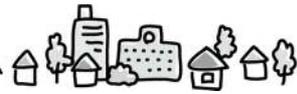
**令和2年3月  
兵庫県 加東市**



(あいさつ)



# 目 次



<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	5
3 計画期間 .....	6
4 制度改正等のポイント .....	6
(1) 子ども・子育て支援法の改正 .....	6
(2) 基本指針の改正に係る留意事項 .....	7
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正 .....	7
5 計画の策定体制と経過 .....	8
(1) 子育て支援に関するアンケートの実施 .....	8
(2) 「加東市子ども・子育て会議」の設置 .....	8
(3) パブリックコメントの実施 .....	8
<b>第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 統計等からみる加東市の現状 .....	9
(1) 人口等の状況 .....	9
2 ニーズ調査から見る加東市の現状 .....	14
(1) 調査の概要 .....	14
(2) 主な保育者の状況 .....	15
(3) 母親の就労状況 .....	17
(4) 育児休業制度利用の状況 .....	20
(5) 教育・保育事業の状況 .....	22
(6) 子育て支援施策 .....	24
3 施策の進捗評価 .....	25
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
1 計画の基本理念等 .....	29
2 計画の基本目標 .....	29
3 施策の体系図 .....	30
4 重点的な取組 .....	32

<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>37</b>
基本施策Ⅰ-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実.....	37
具体的施策1 子どもの健全育成.....	37
基本施策Ⅰ-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応.....	46
具体的施策1 虐待防止.....	46
具体的施策2 障がいのある子どもへの施策.....	48
具体的施策3 子どもの貧困対策（仮称）【新規】.....	50
基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり.....	51
具体的施策1 子育て支援の質と量の充実.....	51
具体的施策2 母子の健康づくり.....	54
具体的施策3 家庭教育の学習機会の充実.....	57
具体的施策4 経済的支援.....	57
基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進.....	59
具体的施策1 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進.....	59
具体的施策2 男女共同参画の家庭への啓発.....	59
具体的施策3 ひとり親家庭への支援.....	60
基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり.....	62
具体的施策1 地域のネットワークづくり.....	62
具体的施策2 地域の教育力の向上.....	63
具体的施策3 情報の提供.....	64
基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり.....	65
具体的施策1 快適な環境づくり.....	65
具体的施策2 安心・安全な環境づくり.....	66
<b>第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」</b> .....	<b>71</b>
1 教育・保育事業等の提供区域.....	71
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	72
(1) 推計の手順.....	72
(2) 子ども人口の推計.....	73
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	74
3 教育・保育事業の提供.....	75
(1) 施設型事業.....	75
4 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	77
(1) 延長保育事業.....	77
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	77
(3) 病児・病後児保育事業.....	77

(4) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール） .....	78
(5) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業） .....	79
(6) 一時預かり事業 .....	79
(7) 利用者支援事業 .....	80
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） .....	80
(9) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	81
(10) 養育支援訪問事業 .....	81
(11) 妊婦健康診査事業 .....	82
<b>第6章 計画の推進のために .....</b>	<b>85</b>
1 計画の推進体制 .....	85
2 計画の公表および周知 .....	85
3 計画の評価と進行管理 .....	86
<b>資 料 編 .....</b>	<b>89</b>
1 加東市子ども・子育て会議委員名簿 .....	89
2 会議の経緯 .....	90



# 第1章

## 計画策定にあたって







# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

加東市（以下「本市」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「子育て 子育て応援タウン かとう」を基本理念とした加東市子ども・子育て支援事業計画を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

本市の2015（平成27）年の合計特殊出生率が1.68と高い水準を誇る中、国は1.45と目標値1.80を大きく下回り、急速な少子化の流れは留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化してきました。

こうした中、平成28年4月には子ども・子育て支援法の一部が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取組の支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。

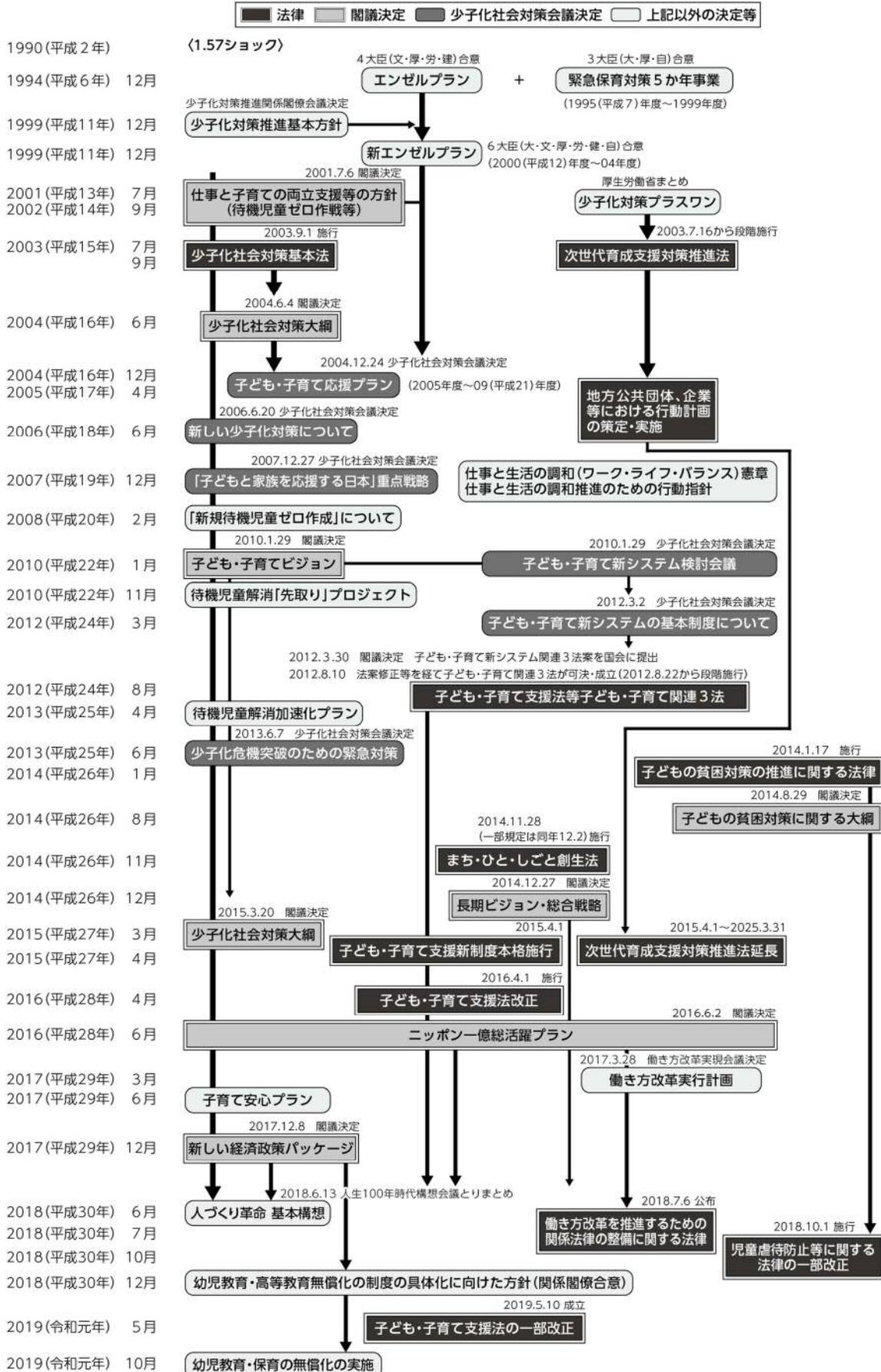
令和元年10月には、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、「幼児教育・保育の無償化」が実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

また、これらの法に基づき、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容および水準の子ども・子育て支援を推進していくことが必要です。

本市では、上記の動向および、現行計画である「加東市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。さらに、子どもの貧困等についての内容を追加し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。



■ 子ども・子育て施策に関するこれまでの取組





## 2 計画の位置づけ

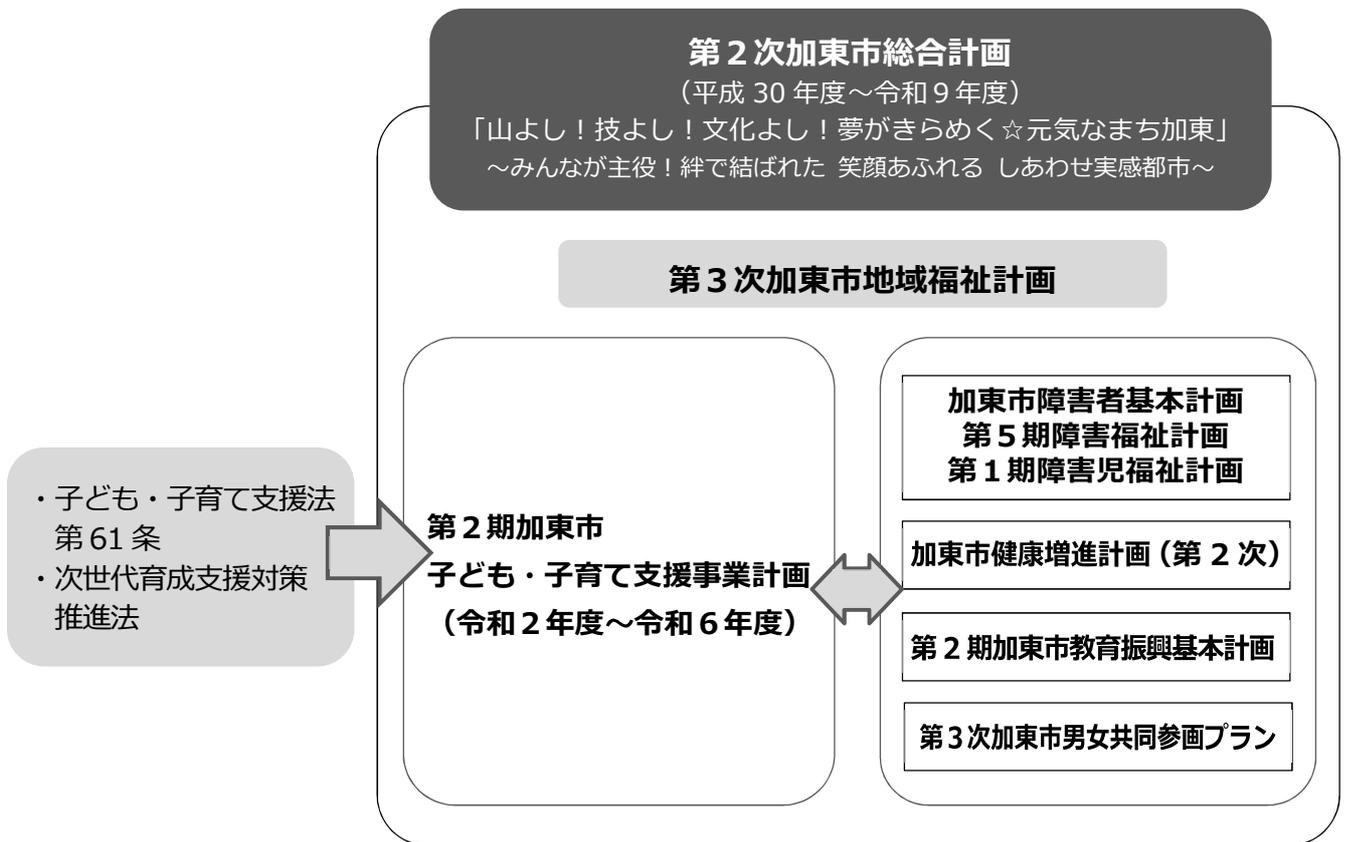
本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

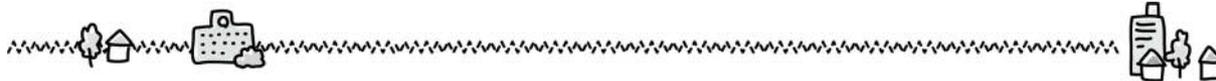
本市の市政運営の柱となる第2次加東市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、「加東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むことにします。

### ■ 他計画との連携





### 3 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。

#### ■ 計画期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加東市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期加東市子ども・子育て支援事業計画				

### 4 制度改正等のポイント

#### (1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日に子ども・子育て支援法が改正され、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

##### ① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

##### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

##### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道



府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

## (2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

### ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

### ③ 外国につながる幼児への支援・配慮

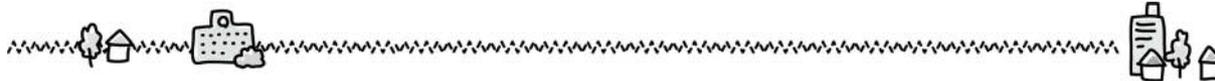
国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

### ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

## (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



## 5 計画の策定体制と経過

本計画の策定体制としては、「加東市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、パブリックコメントで得られたニーズ調査結果や計画最終案に対する意見を会議で協議し、計画に反映しました。

### (1) 子育て支援に関するアンケートの実施

すべての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

### (2) 「加東市子ども・子育て会議」の設置

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「加東市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。



## 第2章

# 加東市の子ども・子育てに 関する現状と課題







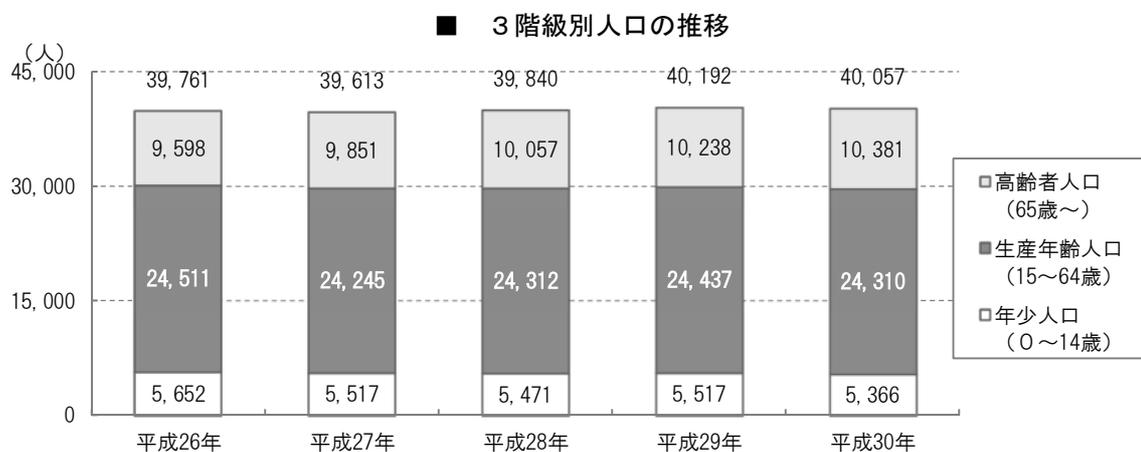
## 第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題

### 1 統計等からみる加東市の現状

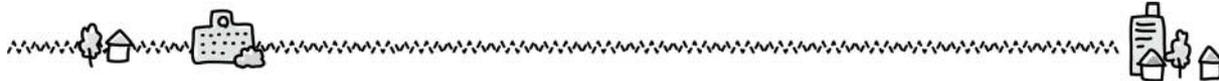
#### (1) 人口等の状況

##### ① 人口（3区分）の推移

本市の総人口は、増減を繰り返しながら4万人前後で推移しています。年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）については総人口と同様に増減を繰り返しています。

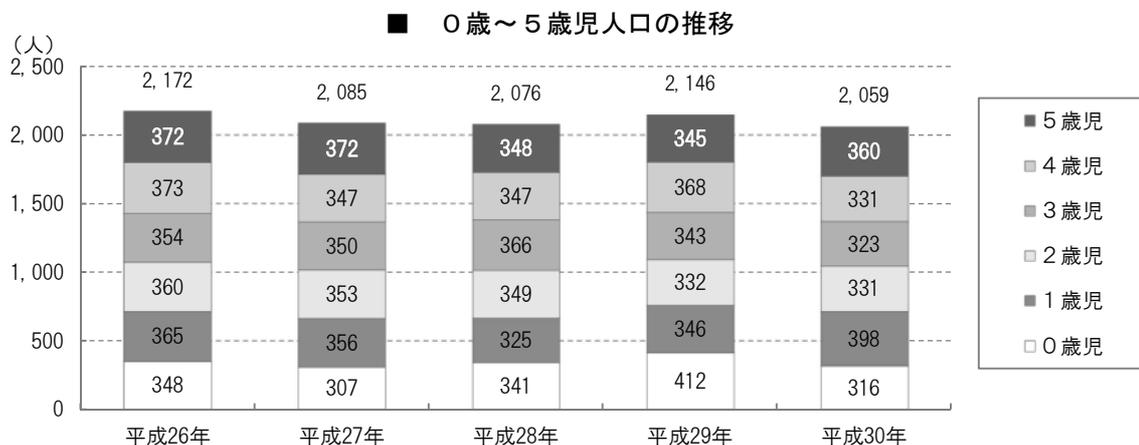


資料：住民基本台帳（各年4月1日）



## ② 就学前児童（1歳階級別）人口の推移

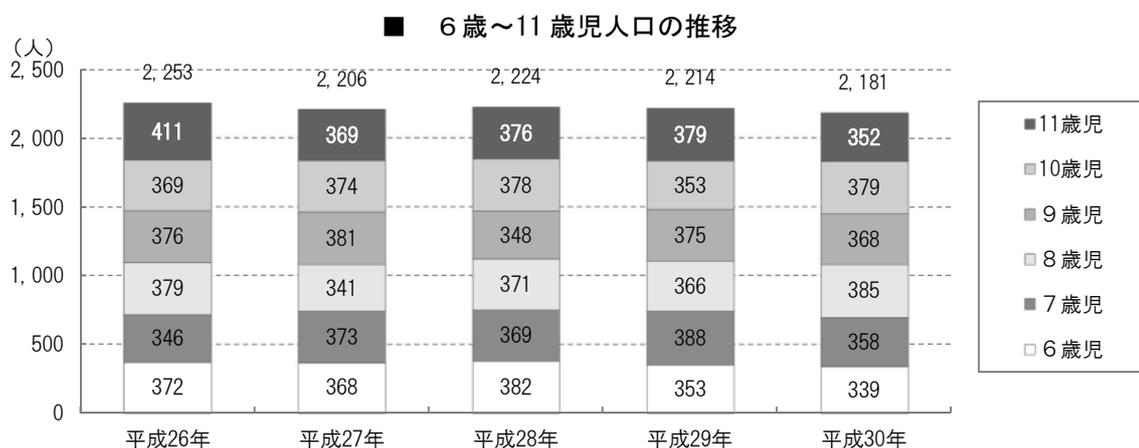
就学前児童（0歳～5歳）の1歳階級別人口の推移をみると、平成29年における0歳児、1歳児、4歳児の増加率が高くなっています。平成30年には、0歳児、4歳児は減少に転じています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## ③ 小学生（1歳階級別）人口の推移

小学生（6歳～11歳）の1歳階級別人口の推移をみると、各年齢いずれも微増、微減を繰り返しています。



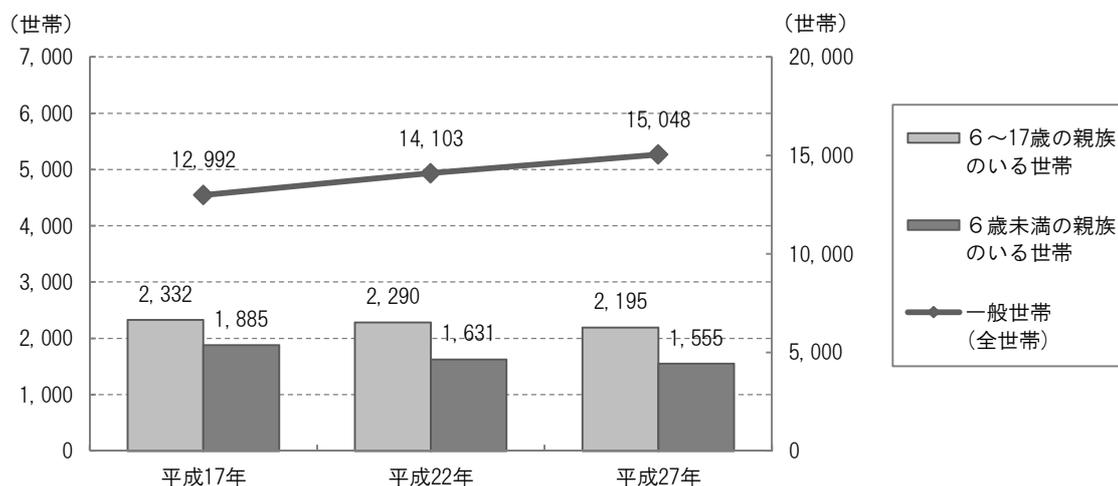
資料：住民基本台帳（各年4月1日）



#### ④子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加していますが、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯はともに減少しています。

■ 子育て世帯（18歳未満の親族のいる世帯）の推移

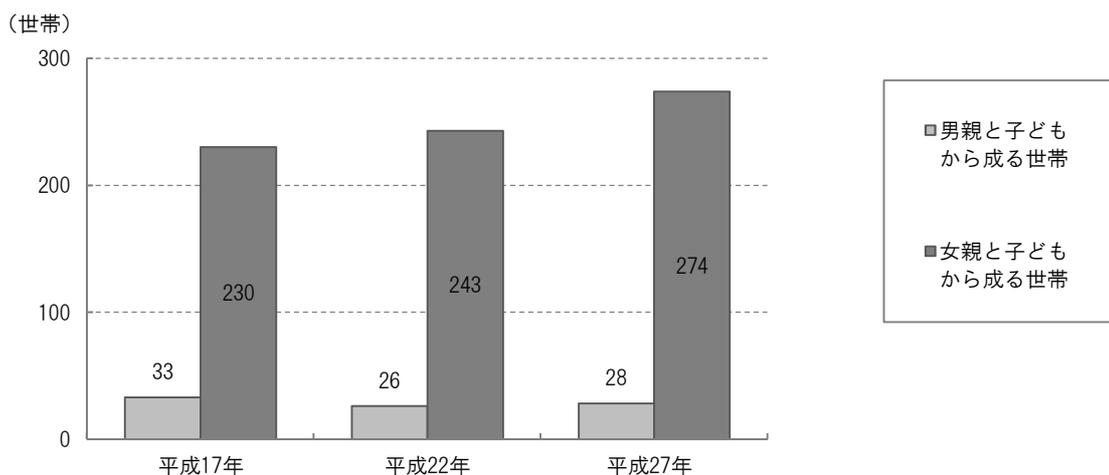


※平成17年度は社町・滝野町・東条町の合計  
資料：国勢調査

#### ⑤ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもからなる世帯はほぼ横ばいで推移している一方で、女親と子どもからなる世帯は増加しています。

■ ひとり親世帯の推移

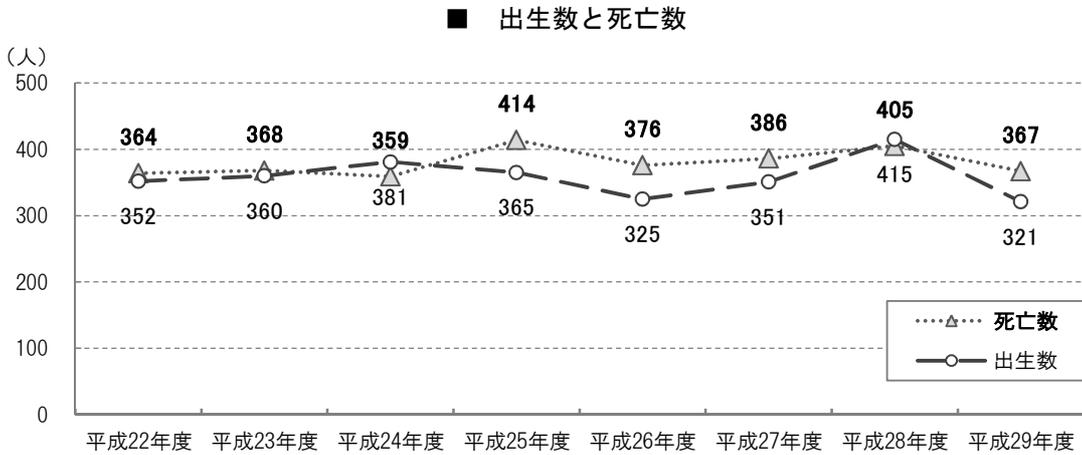


※平成17年度は社町・滝野町・東条町の合計  
資料：国勢調査



### ⑥ 出生数と死亡数の推移

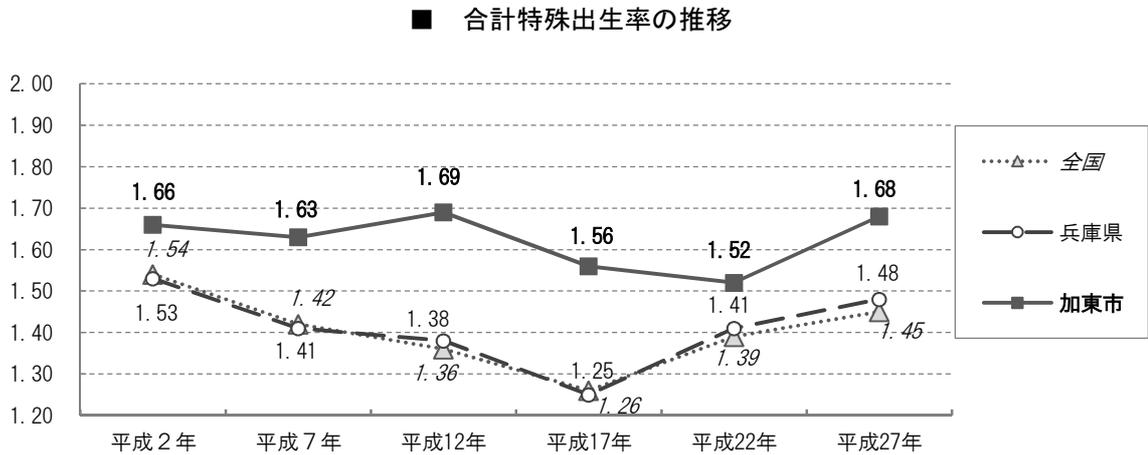
平成24年度・平成28年度を除き、出生数が死亡数を下回る自然減となっていますが、出生数、死亡数は拮抗しており、減少幅は小さくなっています。



出典：住民基本台帳

### ⑦ 合計特殊出生率\*の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、県を上回る水準で推移しています。平成12年以降は減少傾向にありましたが、平成27年には増加に転じ、平成12年とほぼ同等の1.68となっています。

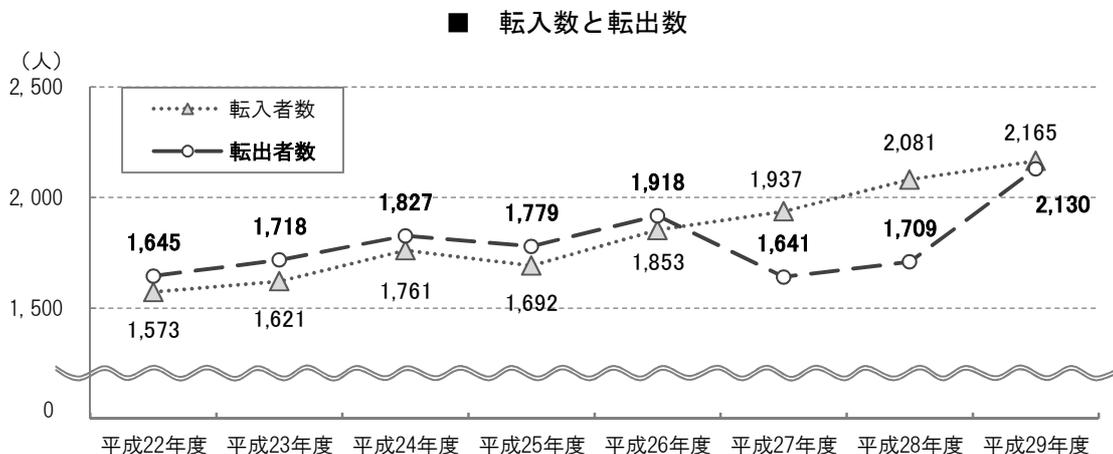


\*合計特殊出生率とは、1人の女性が一生のうちに産むとされる子どもの人数  
資料：国勢調査



### ⑧ 転入数と転出数の推移

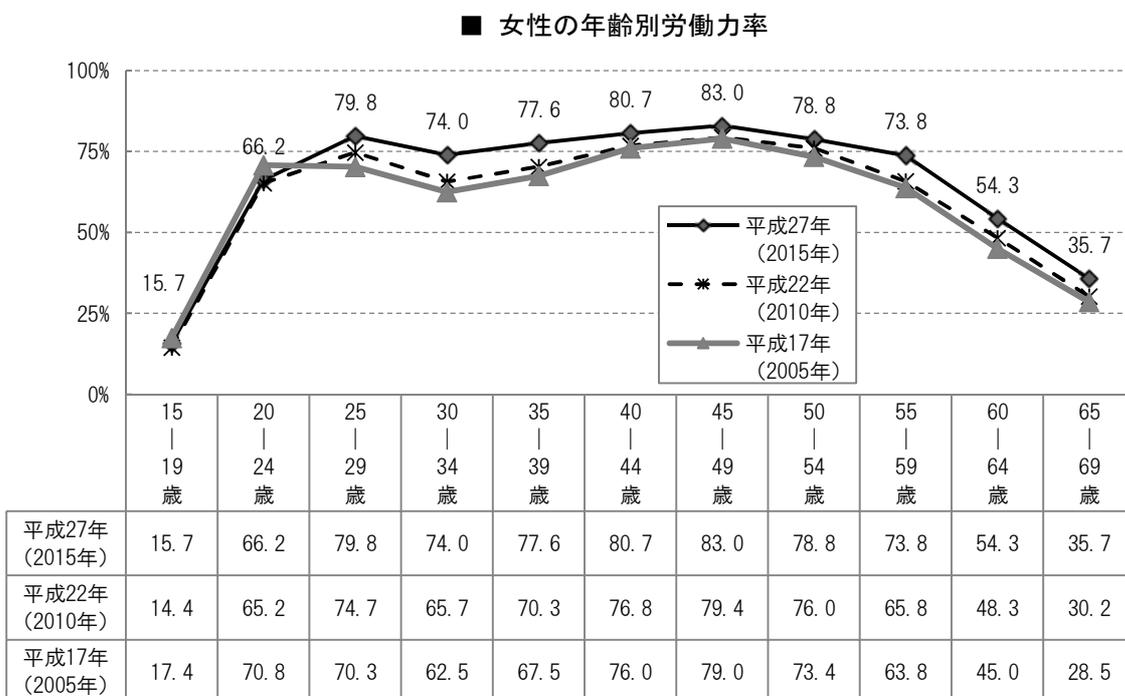
転入数と転出数をみると、平成26年度までは転出数が転入数を上回る社会減となっ  
ていますが、平成27年度以降は社会増に転じています。



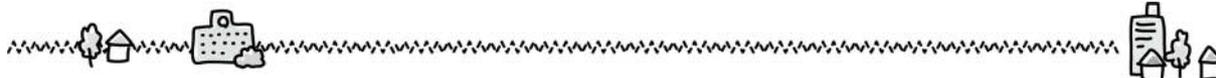
出典：住民基本台帳

### ⑨ 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、30～34歳が最も低くなるM字カーブを描いていますが、  
M字の谷は年々底上げされてきています。35歳以降は、過去の労働力率をおおむね上  
回って推移しています。



資料：国勢調査



## 2 ニーズ調査から見る加東市の現状

### (1) 調査の概要

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態・意見・要望などを把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童のいる世帯および小学校児童のいる世帯を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ■ 調査票の種類と調査対象者および調査の実施方法

①調査票「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童の保護者の方へ）」	
調査対象者	平成31年2月1日時点で、市内在住の就学前児童の保護者
調査票配布数	1,200人
調査期間	平成31年3月12日～平成31年3月25日
調査方法	郵送による配布・回収
②調査票「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（小学生の保護者の方へ）」	
調査対象者	平成31年2月1日時点で、市内在住の小学生の保護者
調査票配布数	800人
調査期間	平成31年3月12日～平成31年3月25日
調査方法	郵送による配布・回収

#### ■ 調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	1,200	471	39.3
小学生の保護者	800	326	40.8

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

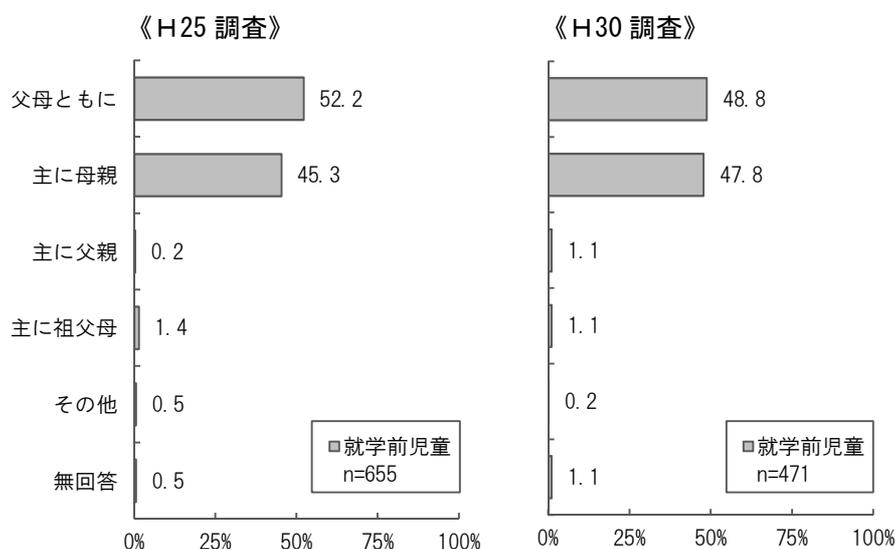


## (2) 主な保育者の状況

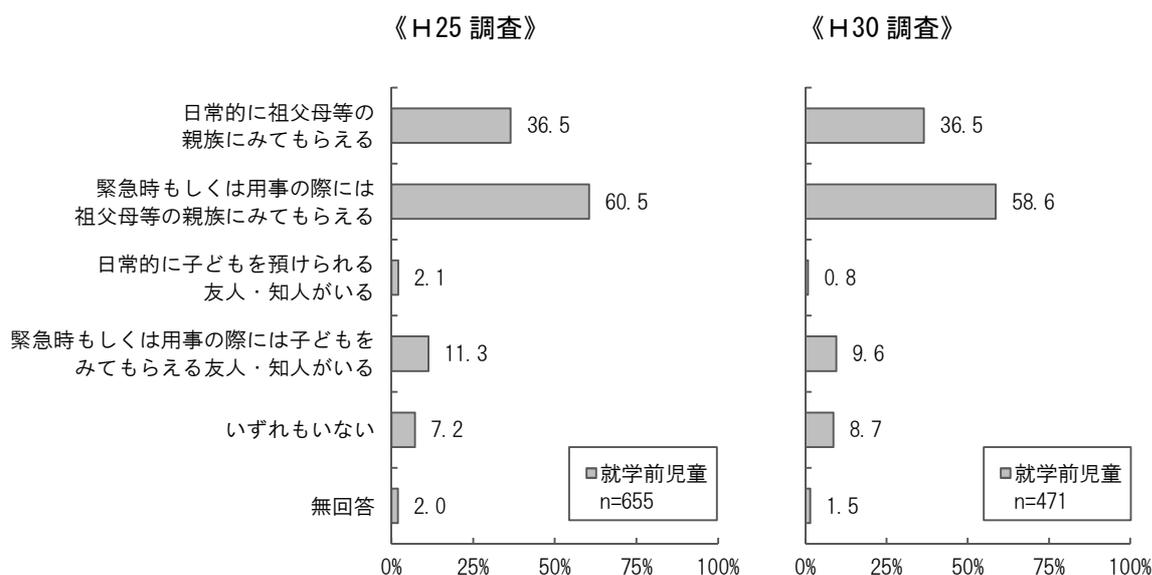
日常的に子育てにかかわっている方をみると、「父母ともに」「主に母親」で9割以上を占めています。

主な親族等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と親族の協力者が多い状況です。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は2割未満であることから、緊急時であっても友人・知人には預けにくい状況がうかがえます。

### ■ 日常的に子育てに関わっている方



### ■ 主な親族等協力者の状況



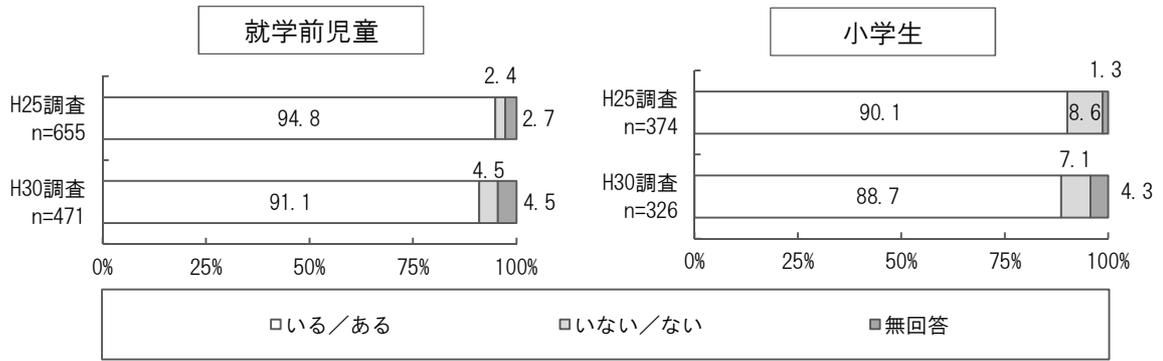
資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書



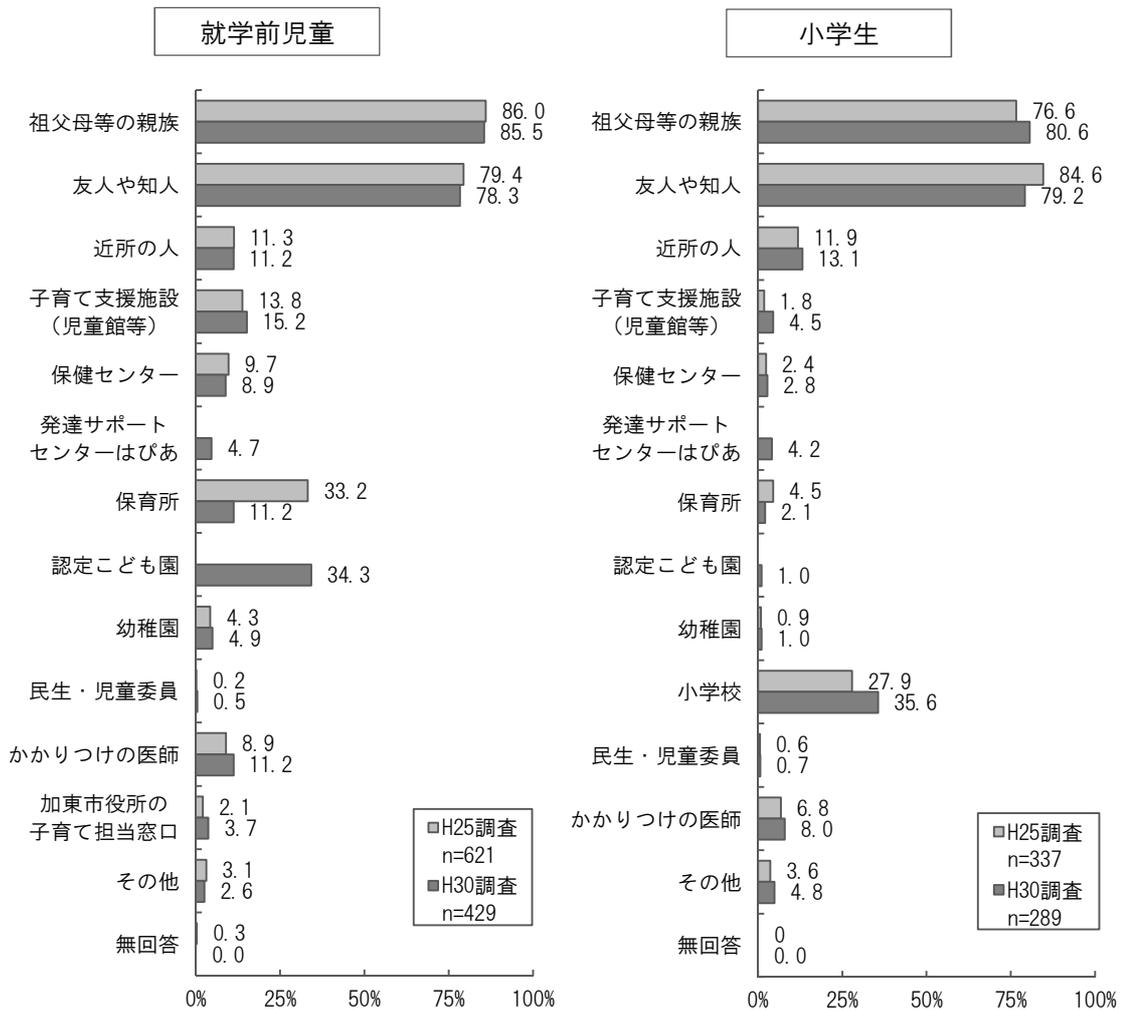
気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」が約9割を占めています。

気軽に相談できる相手（場所）は、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっています。

■子育てに関して気軽に相談できる人の有無



■子育てに関して気軽に相談できる相手



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

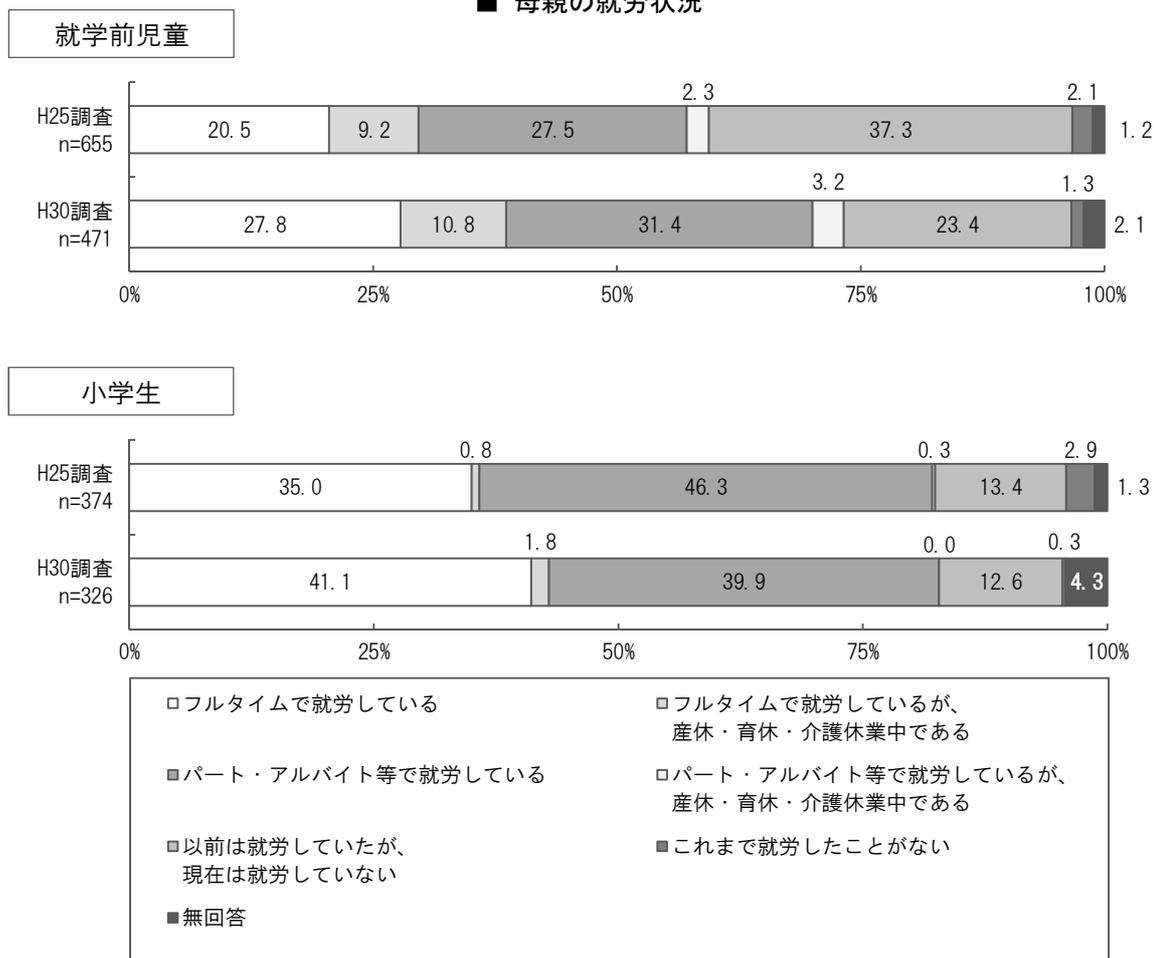


### (3) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、就学前児童の73.2%・小学生82.8%が就労しています（休業中含む）。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童14.0%、小学生1.8%となっています。

前回調査と比較すると、『就労している』母親の割合は、就学前児童で13.7<sup>ポイント</sup>、小学生では0.4<sup>ポイント</sup>高くなっており、就学前児童の母親の就労率の上昇が顕著となっています。『産休・育休・介護休業を取得中』の母親の割合も就学前児童・小学生ともに高くなっています。

■ 母親の就労状況



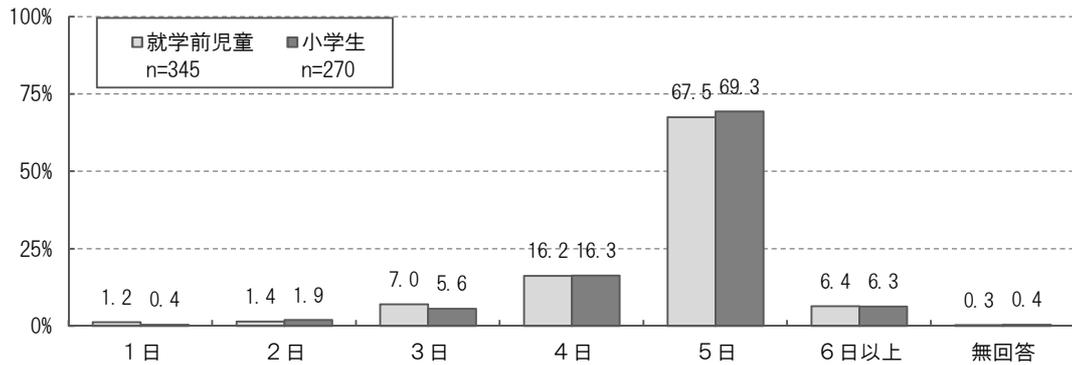
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



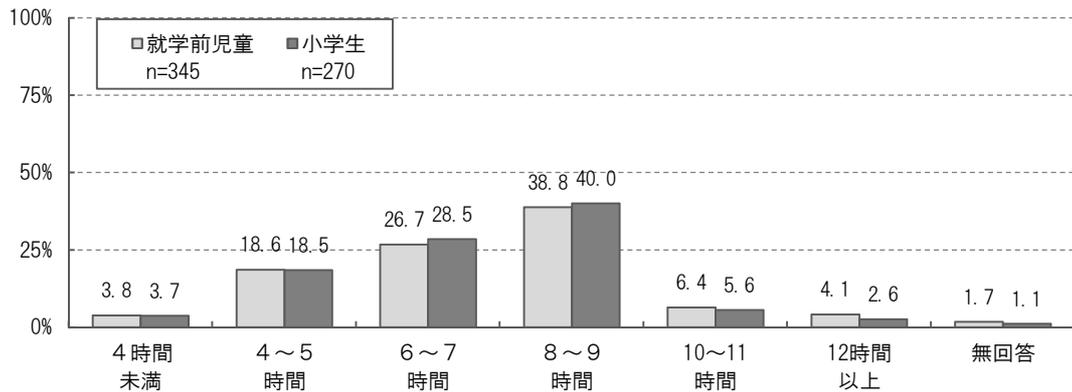
母親の就労日数と就労時間をみると、就学前児童・小学生ともに1週当たり「5日」、1日当たり「8～9時間」が最も高くなっています。

また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望』がある母親は、就学前児童・小学生ともに約3割となっています。

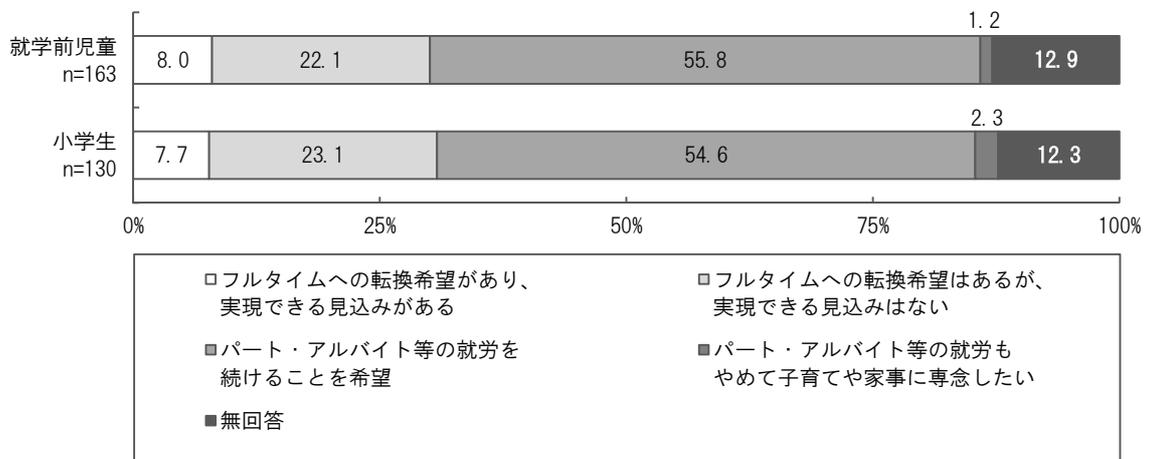
■ 母親の就労日数（1週当たり）



■ 母親の就労時間（1日当たり）



■ 母親のフルタイム勤務に対する意向



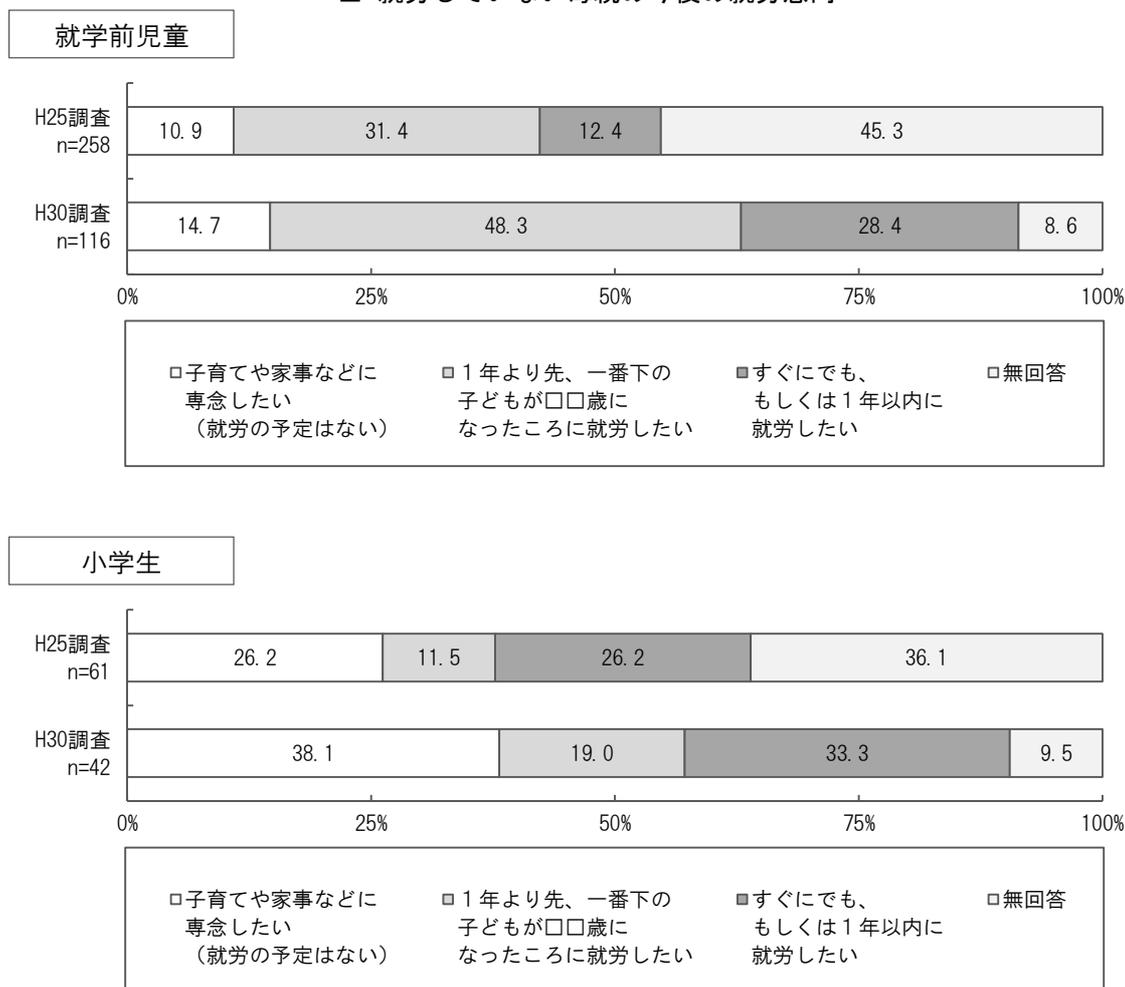
資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書



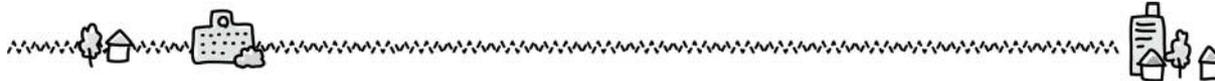
就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童の母親では76.7%、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」(48.3%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(28.4%)、小学生の母親では52.3%、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」(19.0%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(33.3%)となっています。

前回調査と比較すると、就労したい母親の割合は、就学前児童では32.9<sup>ポイント</sup>、小学生では14.6<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

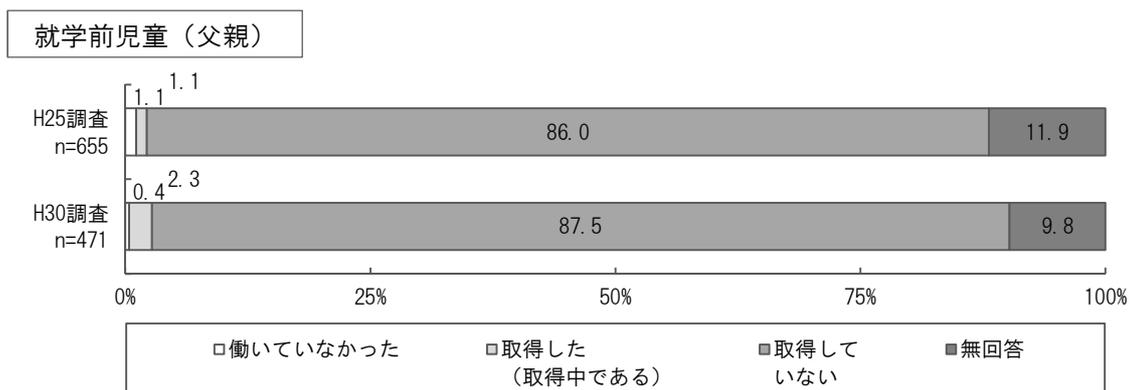
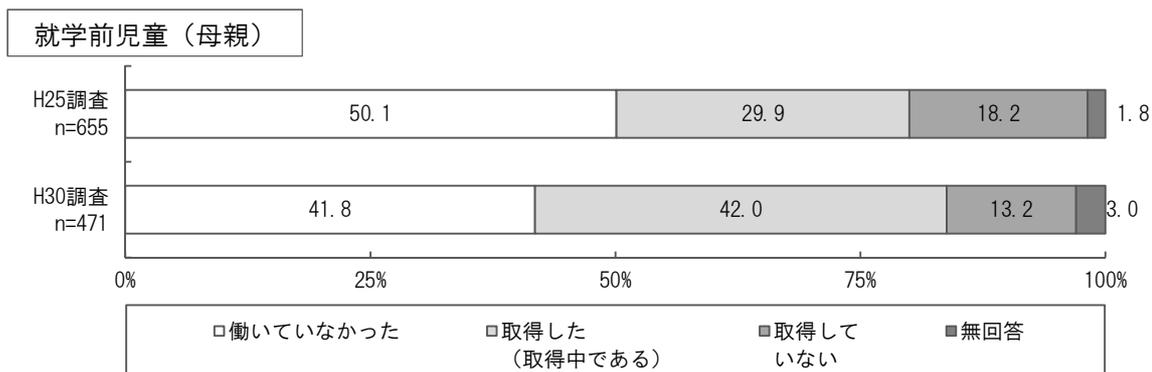


#### (4) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は42.0%であるのに対し、父親は2.3%と低い状況です。

また、前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」と回答した割合は、母親で12.1<sup>ポイント</sup>、父親で1.2<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



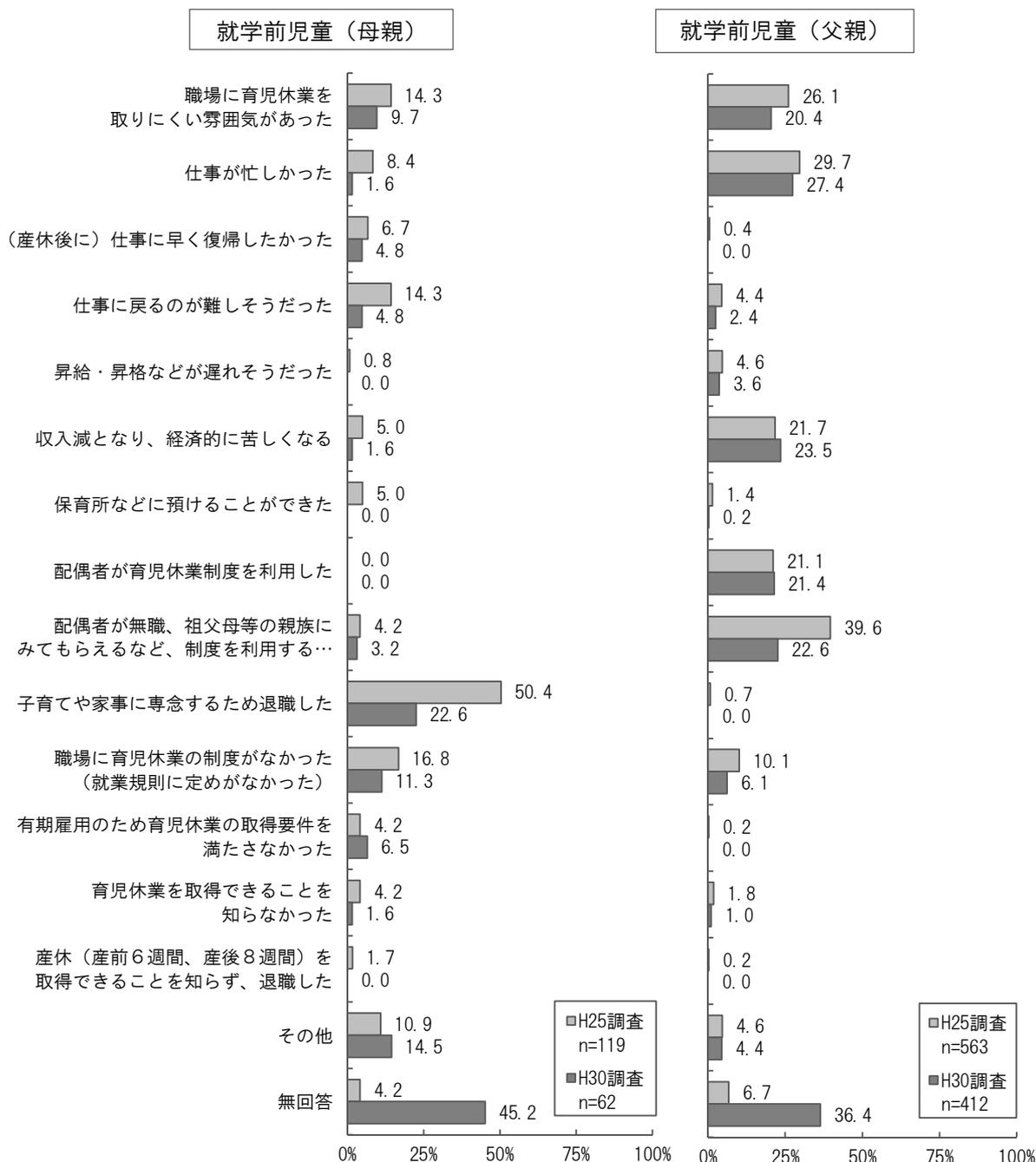
資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書



母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」(22.6%)が最も高いものの前回調査を大きく下回っており、取得率の向上を裏付ける結果となっています。

父親は「仕事が忙しかった」、「収入源となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が無職、祖父母等にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの理由が2割を超えています。

■ 育児休業を取得していない理由（複数回答）



資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

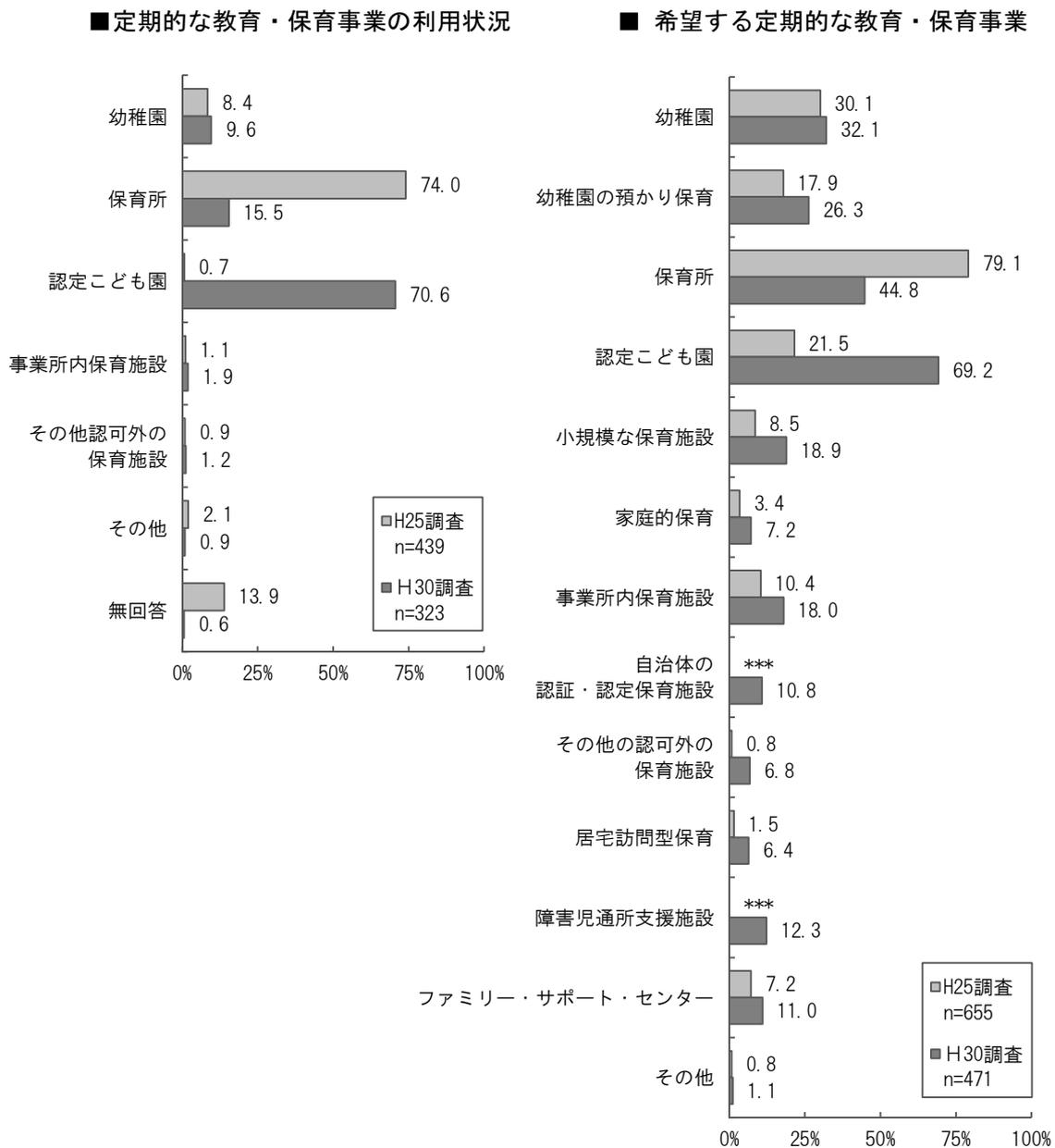


## (5) 教育・保育事業の状況

### ① 定期的な教育・保育事業の利用状況および利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認定こども園」の割合が最も高く、次いで「保育所」となっています。

利用希望をみると、「認定こども園」の割合が最も高くなっていますが、ほかの事業（保育所を除く）も前回調査を上回っており、定期的な教育・保育事業の利用ニーズが多様化している現状がうかがえます。



※平成 30 年度は「利用料がかかっても、利用したい」の割合  
資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

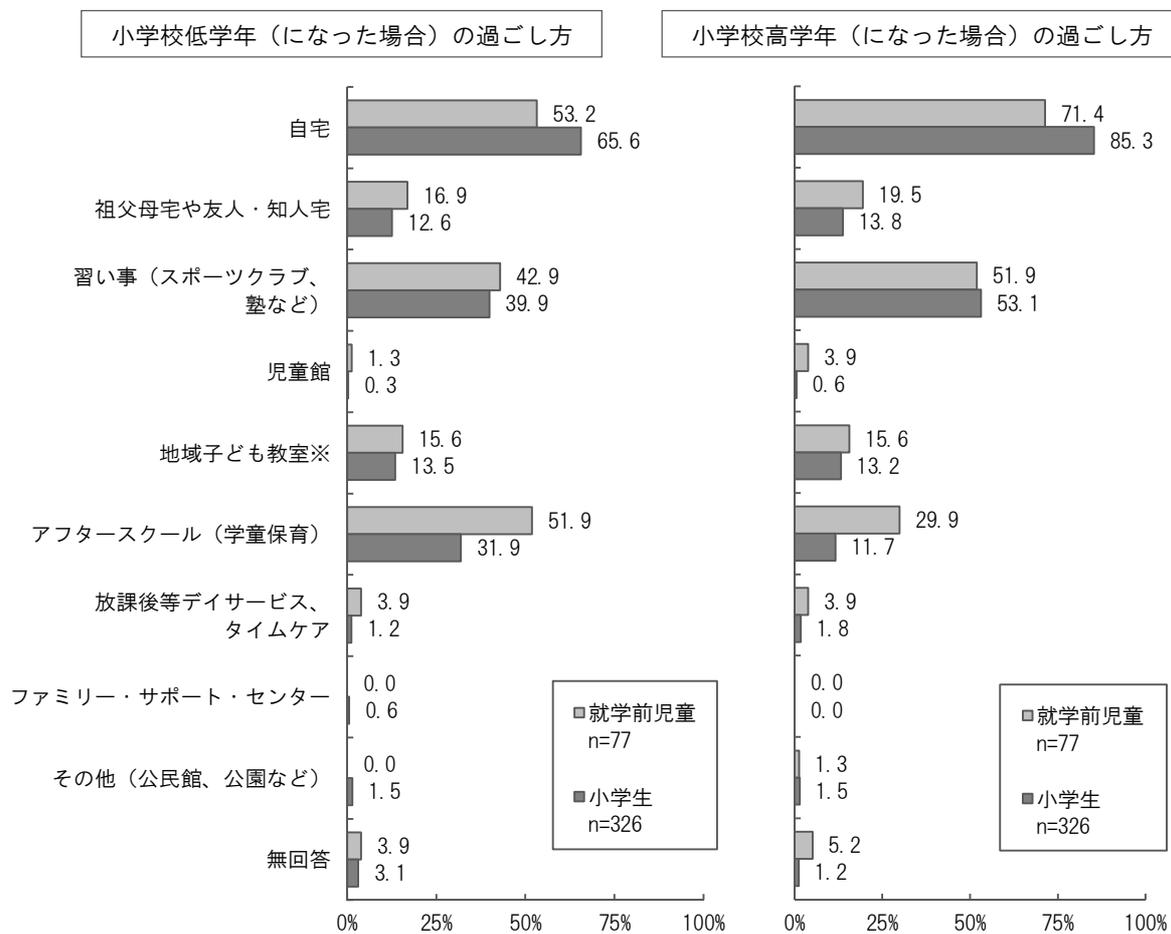


## ②アフタースクールの利用希望

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては以下のとおりであり、就学前児童、小学生いずれも「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」の割合が高くなっています。

「アフタースクール」の利用希望をみると、低学年時の希望は、「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」に次いで高くなっているものの、高学年では低学年に比べて半減しており、その一方で「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」の希望が増加しています。

### ■ 放課後の過ごし方の希望



※「就学前児童」は5歳児のみ対象です

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

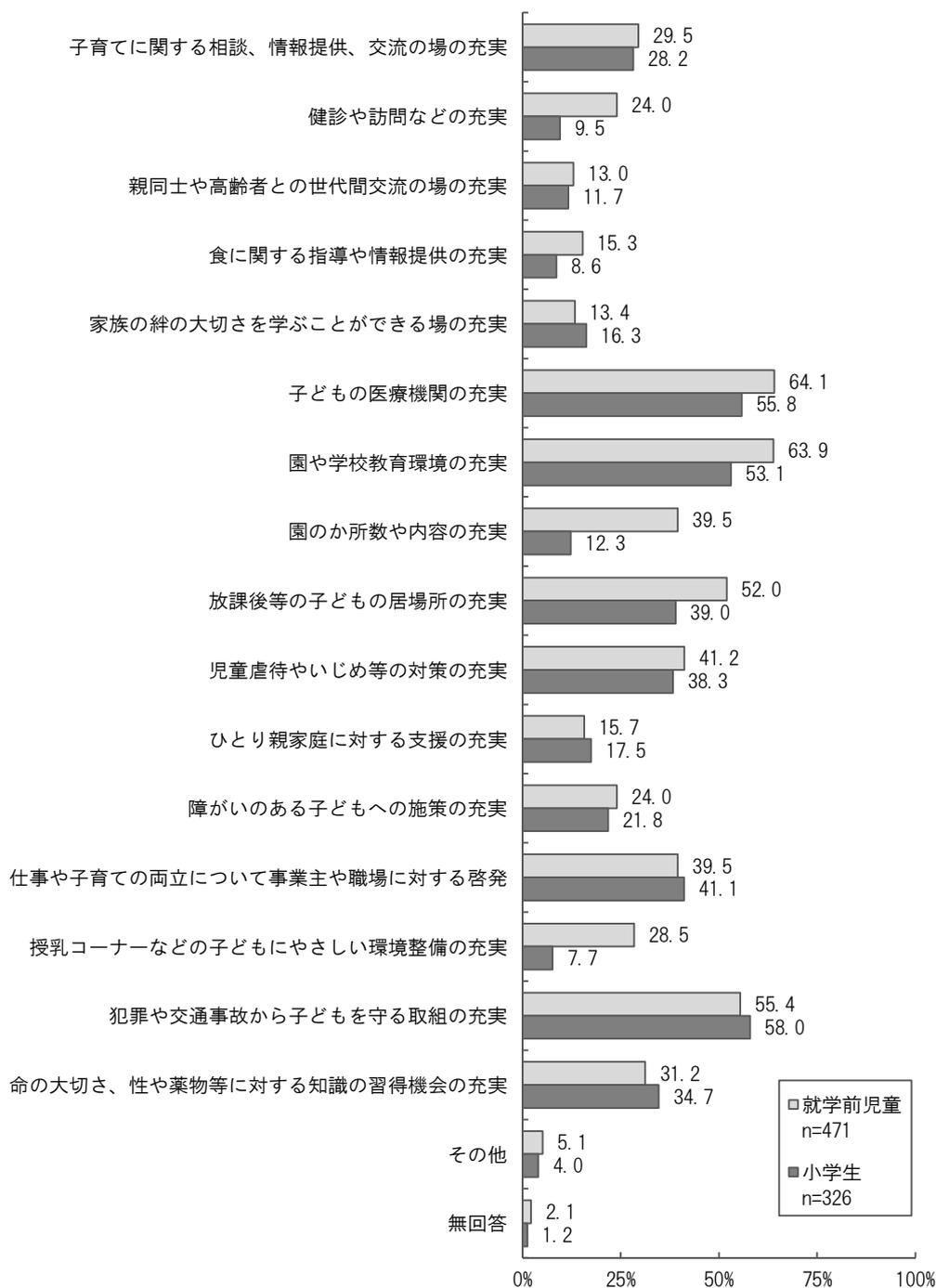


## (6) 子育て支援施策

充実してほしい子育て支援策は、就学前児童では「子どもの医療機関の充実」が最も高く、次いで「園や学校教育環境の充実」、「犯罪や交通事故から子どもを守る取組の充実」、「放課後等の子どもの居場所の充実」などを挙げています。

小学生では、「犯罪や交通事故から子どもを守る取組の充実」が最も高く、次いで「子どもの医療機関の充実」、「園や学校教育環境の充実」などを挙げています。

### ■ 充実してほしい子育て支援



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



### 3 施策の進捗評価

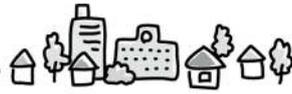
加東市子ども・子育て支援事業計画は、3つの基本目標と6つの基本施策、211事業により構成され、その結果として実施できている事業 207事業（98.1%）、一部実施できている事業 3事業（1.4%）、実施できていない事業 1事業（0.5%）という進捗評価となりました。

#### ■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	取組数	事業数	実施できている	一部実施できている	実施できていない
計画全体	86	211	207	3	1
基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり					
1 子どもの豊かな心を育む環境の充実	25	48	48	0	0
2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応	10	38	38	0	0
基本目標2 すべての親が安心して子育てをするための支援					
1 安心して子育てができる環境づくり	22	71	70	1	0
2 子育てと仕事の両立の推進	4	11	11	0	0
基本目標3 みんなで子育てを応援するまちづくり					
1 地域の子育て応援の輪づくり	8	17	15	2	0
2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり	17	26	25	0	1

※「平成30年度加東市子ども・子育て支援事業計画進捗状況シート」より算出





## 第3章

# 計画の基本的な考え方







## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念等

本計画は、これまでの取組をさらに強化・充実する観点から、第1期計画の基本理念を継承します。

## 子育て 子育て応援タウン かとう

子どもがいきいきと成長できるまち  
地域全体、まち全体がみんなで子育てに協力できるまち

### 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、第1期計画の3つの基本目標を踏襲します。



#### 基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの幸せのため、心身の健康を育む環境を整え、子どもが生命と人権を尊重され、健やかに育つことができるまちを目指します。



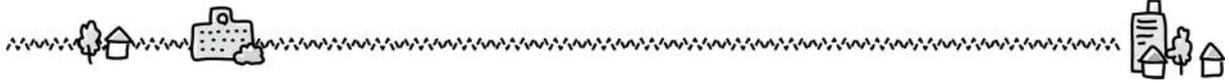
#### 基本目標Ⅱ すべての親が安心して子育てをするための支援

親の子育てに対する不安や負担を軽くすることで、安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。

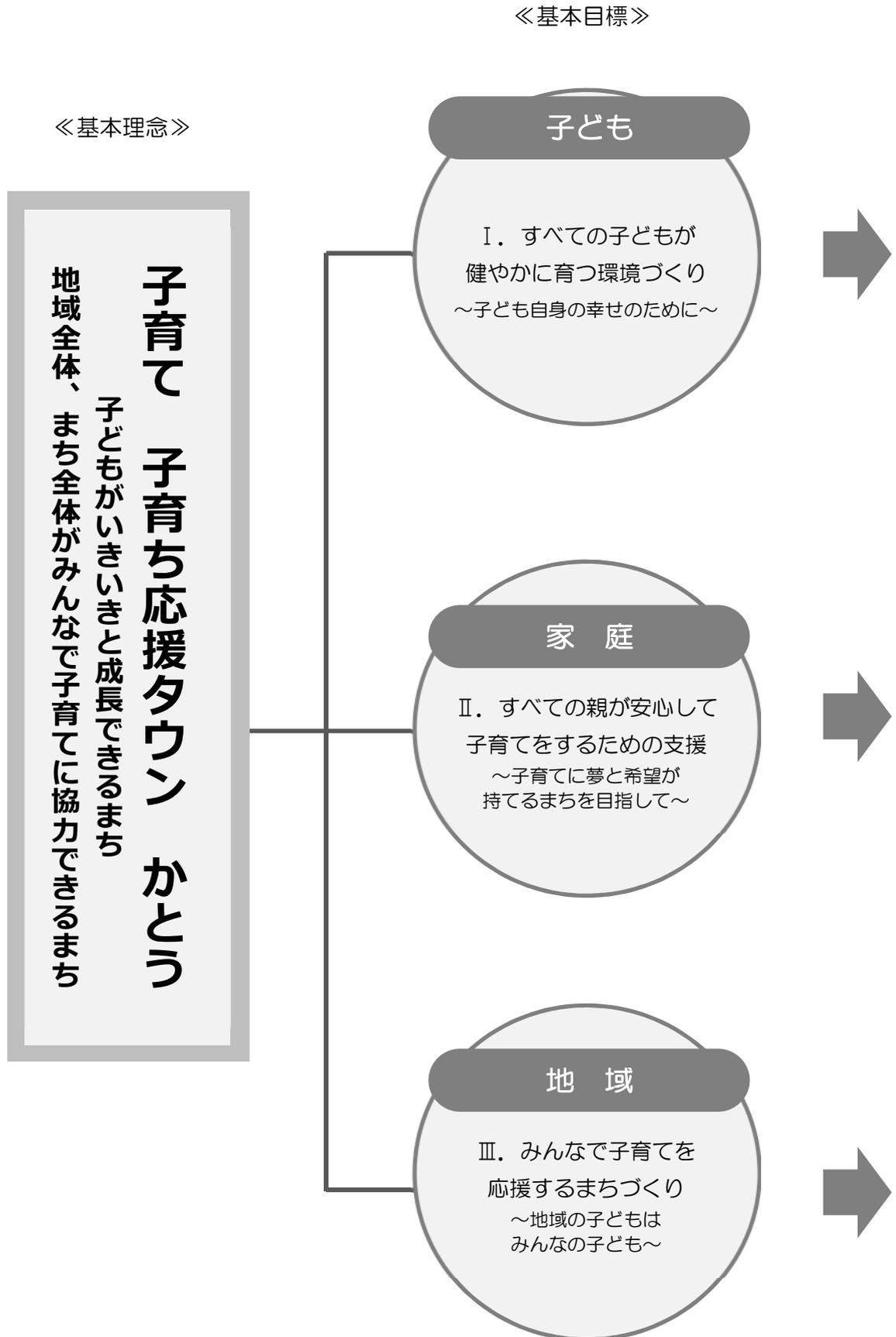


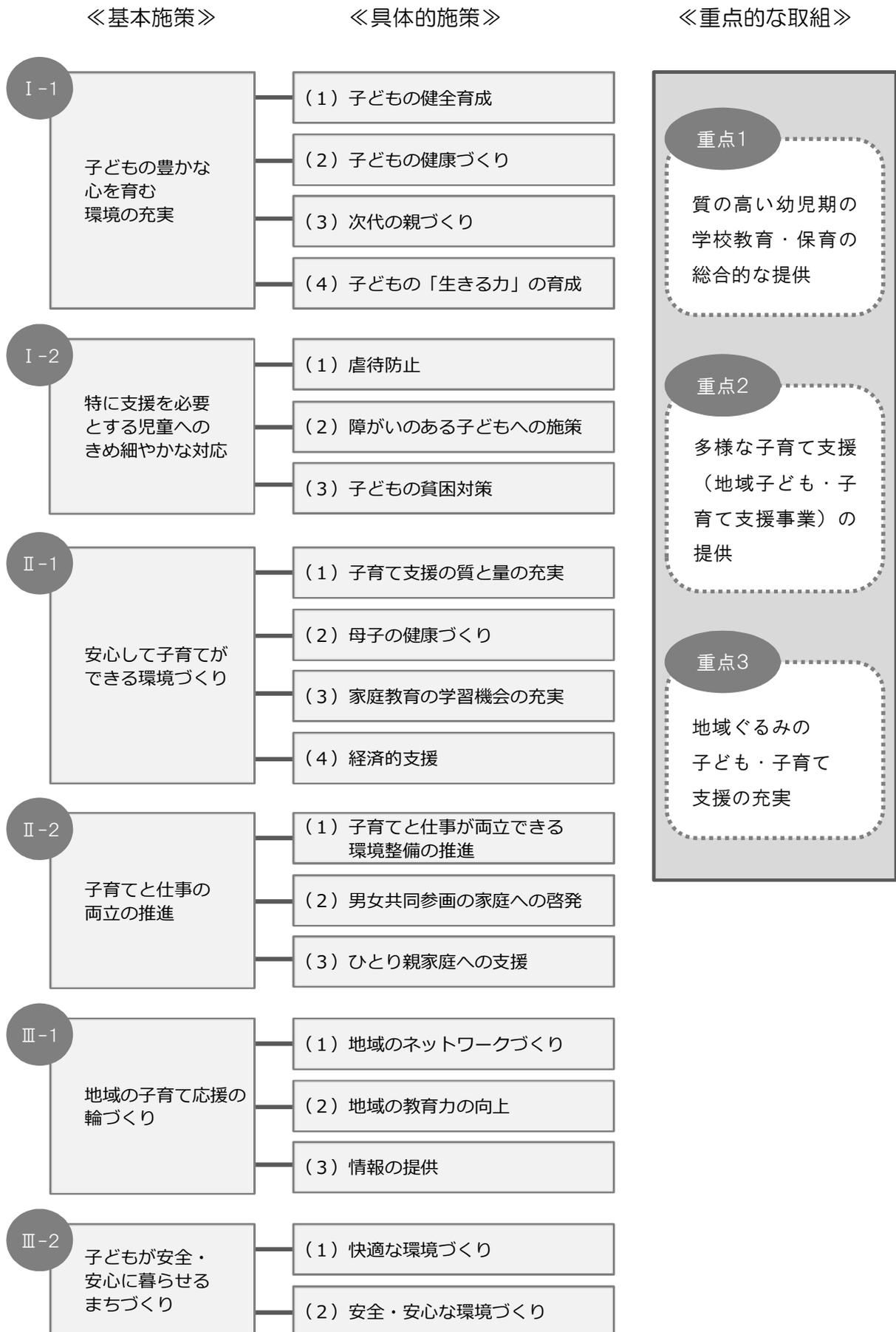
#### 基本目標Ⅲ みんなで子育てを応援するまちづくり

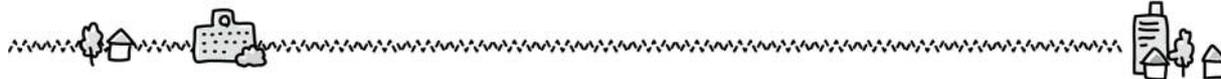
地域に住む一人ひとりが子育てを支え、企業、学校、行政等が子どもの成長をあたたく見守り、応援するまちを目指します。



### 3 施策の体系図







## 4 重点的な取組

計画の推進にあたり、実施する施策・事業の中で重点的に取り組む事項を以下のとおりとします。

### 重点1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

子ども・子育て支援制度に基づき、「保護者が働いている・いない」に関わらず、すべての子どもが等しく幼児期の学校教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズを把握しながら、認定こども園への移行を推進します。

保育士や保育教諭等への研修や、職員の適正配置等により、教育・保育の質を向上させることで子どもたちの健全育成に繋がります。

施設のあり方や適性配置等について総合的に検討しながら、保育の量的確保や、快適な環境整備に取り組めます。なお、公立の保育所・認定こども園については、「加東市公共施設適正配置計画」に基づき、施設の統廃合を進めます。

#### 主な取組

施策番号	施策名
41	幼児期の学校教育・保育の質の向上
43	幼児期の学校教育・保育のあり方の検討
44	就学前教育・保育施設の整備



## 重点2 多様な子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の提供

子ども・子育て支援制度では、子育て家庭を支援するため、さまざまな地域子ども・子育て支援事業が設定されています。

今後も、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充、円滑な運営、事業の周知に努めます。

### 主な取組

施策番号	施策名
45	多様な保育サービスの実施 （延長保育事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業）
46	ファミリー・サポート・センターの充実
47	アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の充実
48	病児・病後児保育事業の実施
49	地域子育て支援拠点事業の実施
50	養育支援訪問事業の実施
53	子育て支援の総合的な窓口づくり（利用者支援事業）
54	妊娠期からの一体的な支援体制づくり（妊婦健康診査費助成事業）
55	母子保健事業の充実（乳児家庭全戸訪問事業）



### 重点3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまちを目指し、子育てに係る地域活動、地域と保育所・幼稚園・小学校との連携、世代間交流、地域での見守り活動、ボランティアの育成などに取り組みます。

また、親子や地域の人々が気軽に集い交流できるよう、児童館事業や子育てひろば、子育てサークル等の充実に努めます。

#### 主な取組

施策番号	施策名
01	地域の子育て支援の活動拠点としての整備（児童館）
06	公民館における地域交流活動の拡充
30	虐待防止ネットワークの強化
31	地域による見守りの強化
59	関係団体との連携強化（食育の普及）
67	地域交流・助け合い活動の促進
68	子ども同士のつながりの強化
69	地域の活動を通じた「子育て力」の醸成
70	子育てサークル活動の支援
72	サークル同士による交流の促進
73	子育てボランティア・子育てサポーターの育成
83	交通安全推進活動の充実
88	地域ぐるみの防犯活動の推進
91	防犯ネットワークの形成



## 第4章

# 施策の展開







## 第4章 施策の展開

### 基本施策 I-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実

次世代の担い手である子どもが、心豊かで健やかに成長することができるよう、子どもの学習・教育環境の整備や健康な体づくりを推進します。また、「子どもは次世代の親となるもの」という認識のもと、自立して家庭を持つことができるよう、将来的な視点に立った子どもの健全育成を図ります。

#### 具体的施策1 子どもの健全育成

子どもの遊びや学習の拠点としての児童館や図書館があり、各地域には住民の活動拠点としての公民館があります。これらの施設では、遊びや学びの場としての利用のほか、子育て中の親子同士の交流や子育てに関する講座、自主的な活動に対する支援等を行っています。

今後はさらに身近で利用しやすい場としていくとともに、利用者のニーズに合わせたきめ細やかな支援の提供が重要となっています。

#### ①児童の健全育成の拠点としての児童館づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.01 地域の子育て支援の活動拠点としての整備	施設を適切に維持・管理します。	こども教育課
No.02 活動事業の充実	利用者のニーズにあわせ事業の見直しや事業のさらなる充実を図ります。また、新たな利用者を開拓し、きめ細やかな活動を充実することで、子育て家庭への支援に努めます。	
年齢別・地区別親子活動	子育て中の保護者と子どもが集まり、さまざまな活動を通じて親子のふれあい、保護者同士の交流を促進します。	こども教育課
かとう子育てセミナー	子育てに関する講演会等の学びの機会を設け、家庭の子育て力の向上に努めます。	こども教育課
学びの広場	少人数による講座、体験活動、館外学習等を実施し、子育て家庭に学びの機会を提供します。	こども教育課
よーい・どん！ひろば事業	子どもの体や心の成長に欠かせない外遊びを推進するとともに、継続的に体幹を鍛える活動を実施します。	こども教育課
No.03 情報提供・相談体制づくり	子育てに関する情報提供を行うほか、講演会、学習会を実施します。子育ての不安感、負担感の軽減のため、児童厚生員や家庭児童相談員による相談事業を実施します。また、地域子育て支援拠点での「利用者支援事業」を実施します。	こども教育課



## ②子どもが本に親しめる環境づくりの促進

具体的な取組	内容	担当課
No.04 図書館における子供の読書環境の整備	子どもと子育てに関わる人の読書環境を整えるよう努めます。また、子どもが本に触れる機会を増やす取組を、さらに拡大します。	中央図書館
No.05 図書館におけるおはなし会等の推進	子ども対象の行事を実施し、子どもが本に触れる機会を増やすよう努めます。また、子どもを中心とした参加型の事業を実施し、図書館を訪れる機会の拡充を図ります。	中央図書館

## ③公民館における児童の健全育成事業の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.06 公民館における地域交流活動の拡充	体験活動等の機会を充実することで、子どもの豊かな成長を支援します。	
ひょうご放課後プラン（地域子ども教室型）	放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた支援を行います。	生涯学習課
小学生チャレンジスクール	野外活動や工作室等、普段の生活ではできない有意義な体験活動を実施します。参加定員の拡大と事業の充実に努めます。	生涯学習課
地域団体の活動支援	まちづくり協議会等、地域団体が中心となる市民参加型活動の支援に努め、子どもを含めた地域住民の交流を図ります。	生涯学習課

## 具体的施策2 子どもの健康づくり

子どもの健康づくりへの取組として、正しい生活習慣の啓発や食育があげられます。今後も子どもをはじめ、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、近年では、携帯電話からもインターネットサイトに簡単にアクセスでき、誰もが性に関する情報に触れやすい環境となっているため、性教育や情報選択能力の養成等に、より一層の取組が求められています。

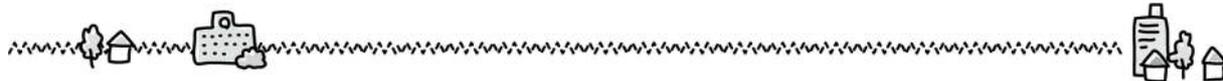
さらに、子どもの心の問題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、スクールカウンセラーの配置や専門家の育成、教職員の知識の向上、医療機関をはじめとする関係専門機関との連携が必要となっています。

## ①正しい生活習慣の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.07 健康教育の充実	学校での体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、健康教育を継続的に実施します。喫煙、飲酒、薬物乱用、感染症（インフルエンザ、エイズ）やアレルギー疾患などについて、正しく理解し、予防する能力や態度の育成を図ります。	学校教育課



No.08 望ましい食習慣の定着	関係部署が連携しながら、食育に関する事業を実施することで、食の大切さを啓発していきます。	
食育ぱくぱく教室	保育所等において、さまざまな教材を用いた食育教室や調理実習等を行い、食べ物の5つの力である「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味が分る力」「料理ができる力」「食べ物のいのちが分る力」「元気な体が分る力」を学ぶ機会をつくり、「食」への理解促進と望ましい生活習慣の定着を図ります。	健康課
食育授業	食育カリキュラムに基づき、給食の時間や食育授業等を通じ、自分の食生活を見直し、より良い食生活を送ることや、食が「生きる力」につながっていくことを理解させるとともに、子どもを通じて家庭・地域へ向けた啓発を行います。また、子どもの頃からの望ましい食習慣が実践できるよう学校における食育の一層の充実を図ります。	学校給食センター
食育推進事業	子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として、学校において食育カリキュラムに基づき、組織的・計画的に食育を推進します。食育の研究校を指定し実践研究を行うことで、市内学校における食育の充実を図ります。加東市食育推進委員会等を通して情報交流を行い、食育の推進を図るとともに、各校における食育に関する取組のPDCAサイクルの確立を目指します。	学校給食センター
食育指導	食についての関心や理解を深め、健全な食習慣が定着するよう、集団教育、個別相談の充実を図ります。	健康課
親子料理教室	親子料理教室を開催します。また、栄養教諭に加え食育推進専門員による食育指導を行います。	学校給食センター
学校給食センター見学会及び給食の試食	給食センター見学会及び親子給食試食会を開催します。試食会は、安全安心な地場産の食材を多く取り入れた児童・生徒が好む人気メニューを提供します。	学校給食センター
No.09 家庭への意識啓発	発育・発達段階に応じた生活習慣についての正しい知識、情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。	
離乳食等に関する学習機会の提供	乳幼児健診時等に、正しい食生活への意識を高めるための講話や離乳食実習等を実施します。また、妊産婦や、乳幼児をはじめとする子どもを対象に、発達段階に応じた相談を行い、家庭における食育を支援します。	健康課
食に関する情報提供	広報紙やケーブルテレビで食育関連の情報を提供します。家庭における望ましい食習慣や情報を伝えるほか、地産地消を含めた伝統的な家庭料理や、手軽で栄養的にも配慮された料理の普及に努めます。また、園だよりや給食センターだより、食育だよりを通じて「栄養」や「食」に関する情報を提供します。	健康課 認定こども園・ 保育所 学校給食センター
早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	乳幼児健診や育児教室で個別相談を実施し、正しい生活習慣が身に付くよう支援します。ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るほか、保育所、認定こども園、幼稚園に通う5歳児	健康課



	を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」に3週間家庭で取り組む「こどもさんさんチャレンジ」を実施し、生活習慣の基礎づくりに努めます。	
--	--	--

②思春期保健対策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.10 健全な性教育の推進	学校の体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、発達段階に応じて、性に関する知識を普及させます。また、家庭、地域の理解を得ながら、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた正しい行動がとれるように指導していきます。	学校教育課
No.11 子どもの情報モラルの醸成	インターネットの有害情報から子ども達を守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないように、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、子ども達の発達段階に応じた情報モラル学習を行います。	学校教育課
No.12 喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市加東市医師会等との連携を密にし、さまざまな機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。	健康課 学校教育課
No.13 子どもの心の問題についての支援	スクールカウンセラーや臨床心理士の計画的な配置を行うとともに、関係部署が連携することで、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期対応に努めます。	
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、全市立中学校と市立小学校2校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の教育相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員および保護者との連携を強化することによって、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校等についての理解と支援の輪を広げていきます。	学校教育課
適応指導教室	学校への不適応等の理由により、学校を長期にわたり欠席している児童・生徒について、個々の状態に応じた指導・相談を行います。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員2名、指導補助員1名を配置する体制をとり、教室生の自立と学校復帰につなげます。	学校教育課
不登校児童・生徒への支援	各学校において、不登校児童・生徒の減少に向け、組織的に取り組みます。	学校教育課
相談体制の強化	各学校において、「加東市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ対応チームが中心となり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また、児童・生徒の問題行動や不登校の未然防止や早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加えて、学校支援チーム、警察、こども家庭センター等の専門機関との連携を強化するとともに、適切な指導体制を整え、毅然とした指導や心のケアの充実に努めます。	健康課 発達サポートセンター 社会福祉課 学校教育課



<p>生命と心を大切にす教育の推進</p>	<p>生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自殺をなくすための啓発に努めます。 また、高齢者や障がいのある人への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育みます。</p>	<p>学校教育課</p>
-----------------------	--	--------------

### 具体的施策3 次代の親づくり

少子化が進む中、日常生活の中で子ども自身が乳幼児と接する機会が得にくくなっています。そのため、結婚や子育てに対して肯定的な意識を育てていくための取組が必要になっています。

乳幼児とのふれあい体験や職業体験活動を実施することで、子どもたちが将来家庭を持ち、子どもを育てていくことに、夢や希望を持つことができる環境づくりを推進していきます。

#### ①次代の親の育成

具体的な取組	内容	担当課
<p>No.14 乳幼児とふれあう機会づくり</p>	<p>児童館のひろば事業等の機会を利用した小・中学生と幼児とのふれあい体験を継続的に実施し、命の大切さや、子どもを生ま育むことの大切さを伝えます。</p>	
<p>教育媒体の提供</p>	<p>小・中・高等学校に赤ちゃん人形や妊婦体験グッズなどの教育媒体を提供し、妊娠・育児への学びが深められるよう支援します。</p>	<p>健康課</p>
<p>小・中学生の児童館ひろば事業等への参加</p>	<p>小・中学校に出向き、乳幼児とふれあう機会を設けます。乳幼児とのふれあい体験を通して、子どもが育つ環境について、理解を深めていきます。</p>	<p>こども教育課 児童館</p>
<p>No.15 将来の進路・生き方を考える機会づくり</p>	<p>「トライやる・ウィーク」などの職業体験活動等をはじめ、キャリア教育の充実に取り組みます。</p>	
<p>キャリア教育の推進</p>	<p>夢や目標をもち具体の計画を立て、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>



## 具体的施策４ 子どもの「生きる力」の育成

子どもの豊かな心を育む環境として、学校が果たす役割は大きく、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが求められています。

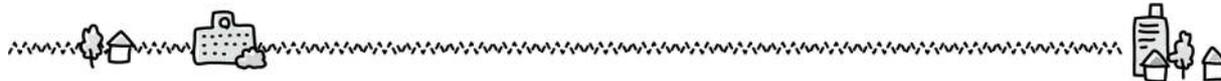
子どもの「生きる力」を育成していくために、地域や保護者との信頼関係を築きながら、一人ひとりの個性を大切にする、豊かな人間性を育む教育を進めていくことが重要です。

### ①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

具体的な取組	内容	担当課
No.16 きめ細やかな学習指導の推進	基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、課題解決するための必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、指導方法のさらなる工夫・改善に取り組めます。	
学習チューター派遣事業	児童生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るため、教員を志望する学生等を小中学校に派遣します。	学校教育課
学力向上推進事業	子ども達に「確かな学力」と「豊かな学び」を育むために全国学力・学習状況調査結果を分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に活用します。	学校教育課
ICT教育推進事業	子ども達の情報活用能力の育成を図るため、ICTを効果的に活用した教育を推進します。	学校教育課
放課後補充学習推進事業	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。	学校教育課
加東スタディライフ事業	長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、「自分の苦手分野を克服し、得意分野を伸ばしたい」「授業で学んだ学習内容を定着させたい」「新しい学習に挑戦したい」などの児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	学校教育課
No.17 発達段階に応じた系統性を重視した体験活動の充実	体験を重視した授業により、一人ひとりの心に響く教育を推進します。また、自然体験、社会体験活動の充実により、豊かな人間性・社会性を育成します。	
小学校体験活動事業	<p>【環境体験事業】</p> <p>小学校3年生を対象とし、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、地域の自然の中で地域の方々の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を、継続的に行います。</p> <p>【自然学校推進事業】</p> <p>小学校5年生を対象とした長期宿泊訓練において、子どもたちが自分で考え、主体的に判断・行動することで、問題解決能力や生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心など、「生きる力」の育成に努めます。</p>	学校教育課



	<p>トライやる・ウィーク推進事業</p>	<p>中学校2年生が、地域や自然の中で、主体性が尊重された様々な活動や体験を行います。また、事業を通じて豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけたりするなど、「生きる力」の育成を図ります。今後も、多様な活動場所の確保と、生徒が主体的な活動ができるように努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.18</p>	<p>地域に根ざした教育活動の推進</p>	<p>地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性化を図り、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。 人材バンクの設置、各校の情報交流を図るなど、加東市（ふるさと）の指導者の幅を広げ、総合的な学習の時間を支援します。</p>	/
	<p>いきいき学校応援事業</p>	<p>校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や児童・生徒の学習をサポートしてくれる方等を学校支援ボランティアとして招致し、地域の特色を生かした学習を実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.19</p>	<p>グローバル化に対応した教育の推進</p>	<p>自らのアイデンティティをもちながら、グローバル化が進展する社会で活動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、国際理解を深める取組の推進を図ります。</p>	/
	<p>語学（英語）指導員派遣事業</p>	<p>中学校での英語教育や小学校での外国語活動において、生きた英語を身近に学び、国際理解教育の充実を図るとともに、より一層の英語教育の充実を図ります。特に中学校では、かとう英語ライセンス制度を実施して、卒業時に英語で日常会話ができる生徒の育成を目指します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.20</p>	<p>心の豊かさを育む教育活動の充実</p>	<p>命と人権を大切にし、思いやりの心を育む道徳教育の充実を図るとともに、児童・生徒理解に基づく生徒指導を充実させます。</p>	/
	<p>道徳教育推進事業</p>	<p>人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を日常生活の中に生かせるよう、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の涵養(かんよう)に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を培います。また、学校におけるすべての教育活動の中で、道徳性を培うことができるよう、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との密接な連携を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
	<p>小中学校人権教育講演会事業</p>	<p>「人権教育基本方針」や「人権尊重のまちづくり基本計画」、「人権尊重のまちづくり実施計画」に基づき、すべての児童生徒がさまざまな体験活動や交流を通して人権尊重や共生についての考え方を深め、自己実現と「ともに生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成します。また、人権教育に携わる教職員のスキルアップのための研修を実施するとともに、人権教育のカリキュラムを体系的に整備し、指導方法の改善・充実を図ります。小中学校では、児童・生徒の人権教育を目的に「小中学校人権教育講演会」を開催し、人権教育だけでなく、いじめ防止や子どもたちの健全育成に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）防止教育の推進</p>	<p>交際相手と互いの人権を尊重する考えを養うため、市内の中学生に対して、デートDVに関する授業を実施します。</p>	<p>福祉総務課</p>



No.21 体力・運動能力向上の推進	児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、人生100年を通じて継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。	学校教育課
部活動外部指導者派遣事業	中学校の部活動に、専門的な指導力を有する指導者を配置し、安全性の確保および活動の活性化を図ります。また、顧問と指導者の連携を密にすることで、教育的に効果の上がる指導を行います。	

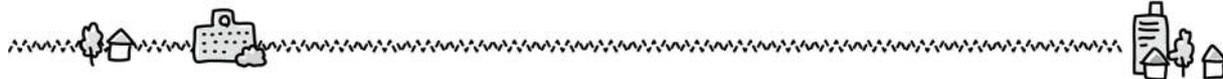
②魅力ある学校づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.22 開かれた学校づくり	学校施設の開放や学校評議員制の導入、学校ホームページ等を活用した情報発信により、地域や保護者との信頼関係のもと、開かれた学校運営を推進します。	教育総務課
学校施設の開放	学校施設を児童や生徒、市民の活動のために開放します。	
学校評議員会の設置	学校経営方針や教育活動の説明、また教育活動の成果を報告するとともに、保護者・地域の意向を積極的に学校経営に反映させ、地域とともに歩む学校づくりを推進します。また、災害等からの子どもたちの安全確保や、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組めます。	学校教育課
No.23 教育施設・設備の整備、充実	施設・設備の改修やバリアフリー化の推進について、適正な年次計画により整備を進めていきます。	教育総務課
No.24 教職員の指導力の向上	信頼される学校づくりに向け、教職員の研修機会を充実させ、教職員一人ひとりの資質と実践的指導力の向上に努めます。	学校教育課
加東市教職員夏季研修会	社会の変化に的確に対応し、豊かな人間性と確かな教育観の確立、教育技術の向上を図るとともに、地域社会の信頼に応える教職員の倫理観の高揚を図ります。	
No.25 保・幼・小・中の連携体制の強化	発達障害や不登校傾向等、特別な支援を要する子どもについて、保育所、幼稚園、小中学校が連携を強化することで、連続した支援を充実させます。	認定こども園・保育所 学校教育課
認定こども園・保育所・小 学校の連携強化	入学前児童（5歳児）の学校訪問を通じて、異年齢の子ども同士の交流・ふれあいの機会を積極的に提供します。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。	
小中学校の連携強化	小中一貫校の開校に向け、継続して義務教育9年間を通じた小中学校合同の教育研究、小中学校教員の交流、学校行事等における児童と生徒の交流・交歓、地域との共同行事の実施に加え、「心の教育」「生きる力の育成」の視点から、小中が連携した教育を推進します。	小中一貫教育 推進室



## ③就学前教育の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.26 就学前教育の充実	<p>子どもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども園において基本的な生活習慣の指導や、集団遊び、体験活動など、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。</p> <p>また、親子ふれあい活動、未就園児の会や子育て相談によって、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。</p>	こども教育課
No.27 保護者との連携体制づくり	<p>学校ホームページの定期的な更新等、保護者へのタイムリーな情報提供等により、保護者との連携を密にし、信頼関係づくりに努めることで、子ども一人ひとりの健やかな発達を促す環境をつくります。</p>	学校教育課



## 基本施策 I-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応

児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を行うためのネットワークづくりを進めます。また、子ども一人ひとりの人権が尊重され、家庭内で子どもが親の愛情に包まれながら、いきいきと成長できるまちを目指します。

### 具体的施策 1 虐待防止

地域における人間関係の希薄化が進むにつれ、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。潜在化した不適切な状況をいかに発見し、虐待防止や早期対応につなげるかが課題となっています。

虐待に至ってしまうケースには、多くの問題を重複して抱える家庭が多く、関係機関における情報共有や、家庭、地域、行政や関係機関・団体の連携が不可欠です。

また、子育ての負担は母親に集中する傾向があり、ストレスを溜めないような環境づくりとして、悩みを気軽に相談でき適切な支援が行える体制づくりも必要です。

#### ①虐待防止対策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.28 虐待の未然防止・早期発見のための施策の充実	関係機関が連携し、児童虐待に関する情報の共有と早期発見・対応に努めます。また、すべての市民に「虐待が疑われる場合はすぐに市や児童相談所（189）に連絡する」ことの啓発を行います。	
家庭への意識啓発	乳幼児健診での問診、パンフレットの配付、市の広報紙やホームページ等を通じ、保護者への虐待防止の意識啓発を行います。	健康課 福祉総務課
病院における見守り	虐待を受けた子どもを診察時に発見した場合は速やかに関係機関へ通報するなど、適切に対応します。	加東市民病院
保育所・学校等における見守り	保育所、認定こども園、幼稚園や学校において、保育士や教員による日常の園児・児童・生徒の見守りを大切にし、児童虐待の早期発見に努めます。	認定こども園・ 保育所 学校教育課
健診等における見守り	乳幼児健診等において、虐待およびその予備群を早期に発見し、児童虐待の未然防止に努めます。また、健診未受診者の中にも被虐待児がいる可能性があるため、未受診者への訪問を実施します。	健康課
乳児家庭全戸訪問の実施	乳児がいる家庭のさまざまな悩みや不安を聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供を行い、乳児家庭の孤立および虐待を防止するため、全戸訪問を実施します。	健康課



	虐待に対する支援体制の強化	家庭児童相談員による訪問、窓口・電話相談体制を実施し、児童虐待等の不適切な状況を改善できるように努めます。 また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童等の早期発見、迅速な支援、関係機関との情報共有等、支援の充実を図ります。	福祉総務課
	MY TREEペアレンツ・プログラム	親のセルフケアと問題解決力の回復による虐待の終止を図るため、子育てに苦しさを感じている親を対象にプログラムを実施する。	福祉総務課
	仲間づくりによる虐待の防止	身近に子育ての不安や悩みを相談する親や友人等がない家庭が、児童館の親子活動等に参加できるよう働きかけることで、子育てを相談しあえる仲間づくりのきっかけをつくり、孤立による虐待を防ぎます。	福祉総務課 児童館
No.29	きめ細やかな相談体制づくり	関係機関において、きめ細やかな相談体制づくりに努め、保護者の不安感や負担感の解消を図ります。	
	相談窓口の周知	保育所・認定こども園・学校・児童館等へのパンフレットの配布等を通じ、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットライン等の相談窓口の啓発に努めます。	健康課 福祉総務課
No.30	虐待防止ネットワークの強化	家庭、地域、行政と関係機関・団体が相互に連携し、情報共有することによって、子どもが有する問題や置かれている環境を的確に捉え、問題の早期発見・対応に努めます。	
	要保護児童対策地域協議会	医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等からなるネットワークを強化し、虐待等を受けている可能性のある児童を適切に支援するため、情報交換、支援内容の充実を図ります。	福祉総務課
No.31	地域による見守りの強化	地域に身近な民生委員・児童委員、主任児童委員と子育て家庭との交流を促進し、子育てに関するさまざまな問題に対する地域での対応力の充実を図るとともに、委員に対する研修等を充実させます。	
	研修の実施	定例会での研修を通して、民生委員・児童委員の虐待に関する知識の向上を図ります。	福祉総務課



## 具体的施策 2 障がいのある子どもへの施策

障がいのある子どもについては、就学前から就学期、就学後、日常生活から学校生活、職業訓練、職業生活に至るまで、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われることが求められています。

現在は、福祉サービスの提供や相談体制の整備のほか、障がいの早期発見、早期対応、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う「特別支援教育」の推進等を行っています。平成30年度には、「発達サポートセンターはびあ」を設置し、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援体制を構築しました。

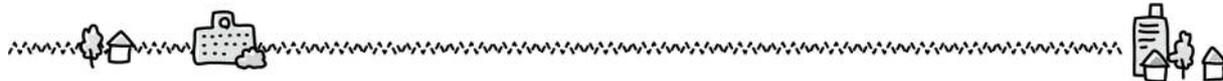
今後も、各部署や関係機関との連携を図りながら、特別支援センターの設置や、児童発達支援等の児童福祉法に基づく通所サービスの充実、サポートファイルの活用、相談体制の充実など、支援体制の強化に努めます。

### ①障がいのある子どもへの施策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.32 障がいの早期発見・適正な療育指導の推進	各種検診、相談事業を通じて早期に発見し、診断を受ける体制づくり(発達相談の実施)や、告知後の障がい受容への支援、適正な一次療育(ナーサリールーム)を実施します。また、相談体制や各関係機関との連携を強化し、適切な指導、援助に努めます。	
乳幼児発達相談	心身の発育・発達について問題のある子どもとその保護者を対象に、専門家等の相談および総合的な発達指導を行い、適切な診断や告知、障がい受容を支援し、保護者の不安や孤独の解消に努めます。また、対象児に必要な環境調整を考え、関係機関との連携を図ります。	発達サポートセンター
ナーサリールーム	発達上何らかの課題を有する幼児を対象に、小集団での遊びを通して、問題解決を図りながら、より良い子育てや、子どもの心身の健やかな成長を促すための支援を行います。また、専門スタッフによる相談・指導を行います。	発達サポートセンター
No.33 保育所・認定こども園・幼稚園・学校等における障害のある子どもへの支援の充実	個々の発達の状況に応じた保育・教育を提供し、健やかな成長を支えていきます。	
保育士・教職員の専門性の向上	障害児等保育や特別支援教育の充実のため、研修等により保育士・保育教諭や教員の指導力の向上に努めます。	こども教育課 発達サポートセンター
障害児等保育事業	適切な関わりや保育ができるよう、保育所・認定こども園と保育士・保育教諭に対する専門研修、巡回による指導、助言、相談を実施します。	発達サポートセンター 認定こども園・保育所
就学指導の充実	生涯にわたる総合的な教育支援を行うため、関係機関との連携を深め、適正な就学指導を推進します。	発達サポートセンター
スクールアシスタント配置事業	小学校を対象とし、ADHD等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校への支援を行います。支援にあたっては、子どもの依存傾向が強くなりすぎないように留意	教育総務課



	します。	
インクルーシブ教育事業	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育のため専門家と連携しながら学校園へ指導助言を行います。	発達サポートセンター
アフタースクールでの受け入れ	家庭に代わる生活の場として、小学6年生までの保育に欠ける児童の安全を確保するため、アフタースクールで受け入れます。	こども教育課
No.34 障がいのある子どもとその家庭への支援の充実	各種生活支援サービス等の充実に努めます。	
障害児タイムケア事業	障がいのある小中学生・高校生の下校後の活動場所を確保し、社会に適応するための生活指導等を実施するとともに、保護者の就労を支援していくが、利用者数が減少しており、今後のタイムケア事業のあり方も検討していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
障害福祉サービスの充実	「加東市障害福祉計画」に基づき、障がいのある子どもの日常生活を支える障害児支援サービス(児童福祉法に基づく通所サービス)および日中活動系サービスの提供基盤を充実させます。	社会福祉課
地域生活支援事業の充実	日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付等、障がいのある子どもが自立した日常生活を送るための支援を充実させます。	社会福祉課
北播磨こども発達支援センター事務組合	発達の遅れや障がいを持つ0歳から18歳の子どもを対象に、保護者とともに通園し、リハビリテーションや保育等の療育を行うことで、地域で豊かに楽しく主体的に過ごせるよう支援します。	わかあゆ園
補装具の交付・修理	身体に障がいのある子どもの日常生活や社会生活を支援するため、補装具の給付または修理を行います。	社会福祉課
No.35 経済的支援の充実	各種手当の充実により、障がいのある子どもとその家庭を支援します。	
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障害のある20歳未満の子どもを監護する父母または養育者に手当を支給します。	福祉総務課
障害児福祉手当の支給	身体または精神に重度の障がいをもつために、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の子どもに手当を支給します。	社会福祉課
重度心身障害者(児)介護手当	非課税世帯かつ、居宅で6か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童、またはこれと同様の状態であると認められた児童を主として介護されている方に手当を支給します。	社会福祉課
特別支援教育諸学校就学援助金	特別支援教育諸学校で教育を受ける児童・生徒に対して、就学援助金を支給します。	教育総務課
特別支援学級就学奨励援助金	特別支援学級で教育を受ける児童・生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課
重度障害者(児)医療費助成	身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある人に対して、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。(所得制限あり)	保険医療課
福祉年金支給	心身に障がいのある方(子ども)の健全な生活の維持と福祉の増進に寄与することを目的とし	社会福祉課



		て、福祉年金を支給します。	
No.36 相談体制の充実		保健師、障害者支援専門員、家庭児童相談員などの専門スタッフが、障がいのある子どもおよびその保護者の相談に応じます。また、相互連携により、総合的な相談体制の強化を図ります。	
	障がいのある子ども相談支援	地域において生活するために必要な情報提供や助言を行います。また、相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門的な相談支援を行います。	社会福祉課
	さぼーとノート・サポートファイルの活用	支援の必要な発達障がい等のある子ども等に対して、適切で一貫した支援を行うために、保護者が作成・管理をする「さぼーとノート」、関係者が作成する「サポートファイル」の活用を推進し、関係機関の連携強化および情報共有を図ります。	発達サポートセンター
	発達支援連絡会	それぞれのライフステージに応じた適切で一貫した支援を早期に実施するため、関係機関による情報交換、連携強化および支援体制の構築を目的として、「発達支援連絡会」を実施します。また、連絡会での意見を踏まえた施策の実施を検討します。	発達サポートセンター
No.37 障がいのある子どもを社会全体で支援する体制づくり		関係団体への支援やボランティアの育成支援を行います。	
	社会参加自立支援の促進	「手をつなぐ育成会」や「身体障害者福祉協議会」等の関係団体への支援を行い、障がいのある子どもの社会参加や自立支援を促進します。	社会福祉課
	ボランティアの育成	青少年ボランティア養成講座を実施します。	社会福祉協議会

具体的施策3 子どもの貧困対策（仮称）【新規】

具体的な取組	内容	担当課
No.38 妊娠期から子育て期における経済状況の早期把握と早期対応	母子手帳交付、乳幼児健診時等に、経済状況を可能な限り把握し、支援が必要な場合、関係課と情報共有し相談につなげます。	健康課
No.39 子どもの就・修学等のための経済的支援	子どもの就・修学等のため、経済的支援を実施します。	
	生活困窮世帯等の家計管理、滞納整理等の助言	社会福祉課
	就学援助【再掲】	教育総務課
	奨学金給付【再掲】	教育総務課
No.40 子どもの居場所づくりなどの環境整備	孤食の防止と栄養状態の確保のため、子どもが参加しやすい行事等との連携を図ります。	福祉総務課 生涯学習課



## 基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援の質と量の充実、母子の健康づくり、家庭の教育力の向上など、必要な施策に取り組みます。

### 具体的施策1 子育て支援の質と量の充実

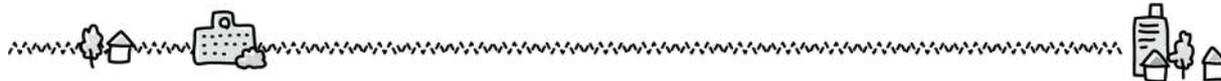
近年、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や子育て支援サービスへの需要はますます増加し、多様化しています。

保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児期の学校教育・保育を等しく受けられるよう、質と量の向上に取り組みます。

また、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、利用者の希望を把握しながら、多様な子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業）の提供に努めます。

#### ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

具体的な取組	内容	担当課
No.41 幼児期の学校教育・保育の質の向上	市全体の幼児期の学校教育・保育の質を向上させることで、子どもたちの健全な育成に寄与します。	
保育士・保育教諭の資質向上	幼児期特有のあそびを中心とした活動で教育・保育を展開できるよう、保育士・保育教諭を対象に研修を実施します。	こども教育課
保育士・保育教諭の適正配置	子どもと深く関わる保育士・保育教諭などの職員の配置を適正に行うことで、子どもたちの安全・安心、健全育成に繋がります。	こども教育課
保育士・保育教諭等相談支援事業	市内の園に勤務する保育士・保育教諭等を対象に保育内容について相談を受け、指導・助言することで、資質向上や離職防止に努めます。	こども教育課
No.42 幼保一体化の推進	すべての子どもが、質の高い幼児期の教育・保育を等しく受けられるよう、幼保一体化を推進します。	
認定こども園の充実	保育所と幼稚園の良いところを一つにした「認定こども園」の充実を図ります。	こども教育課
職員研修の実施	保育所・認定こども園の教職員を対象に、教育・保育に関する研修会を定期的実施し、資質向上に努めます。	こども教育課
No.43 幼児期の学校教育・保育のあり方の検討	教育・保育の内容や施設のあり方等について総合的に検討することで、より良い教育・保育環境を提供します。	
子ども・子育て会議の開催	子ども・子育て支援事業計画の実施状況などを調査・審議するとともに、子ども・子育て支援に関する事項について会議での意見を施策へ反映するよう努めます。	こども教育課
就学前教育・保育施設のあり方等の検討	保育所、認定こども園の定員や規模、あり方等に関して、総合的に検討します。なお、公立施設については施設の再編を進めます。	こども教育課



No.44 就学前教育・保育施設の整備	必要に応じて施設整備を進め、快適な保育環境を創造します。	
公立保育所・認定こども園の施設整備	児童数の変化や老朽化に応じ、保育所・認定こども園の改修を計画的に行います。	こども教育課
私立保育所等施設整備費補助事業	施設改修等に係る費用の一部を助成し、快適な保育環境の整備に努めます。	こども教育課

②多様な子育て支援の提供

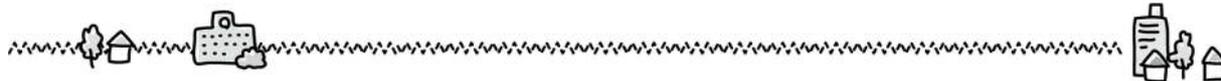
具体的な取組	内容	担当課
No.45 多様な保育サービスの実施	共働き家庭の増加に対し、様々な保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを提供します。	
延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を実施します。	こども教育課
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由によって児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで子どもの養育・保護を行います。	福祉総務課
一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労等の事由による保育ニーズに対応するため、認定こども園の在園児(1号認定子ども)を主な対象とした一時預かり事業を実施します。	こども教育課
一時預かり事業(幼稚園型以外)	保護者の仕事・冠婚葬祭などの緊急の用事等で、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、子どもを保育所等で一時的に預かります。	こども教育課
休日保育事業	必要に応じて、日曜・祝日に保育を実施することで、多様化する保育ニーズに対応します。	こども教育課
No.46 ファミリー・サポート・センターの充実	育児や介護の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、育児や介護について助け合えるよう、コーディネートを実施します。	
相互援助活動の充実	依頼会員の援助依頼に対して、より迅速・確実に応えることのできる体制を構築するとともに、事業の周知に努めます。	ファミリー・サポート・センター
講習会等の充実	協力会員の養成と専門的な支援を行うための講習会を開催し、会員のスキルアップを図ります。	ファミリー・サポート・センター
ファミリー・サポート・センター援助活動サポート事業	自動車が必要となる援助依頼に対応するため、チャイルドシートやジュニアシートの貸し出しを行います。	ファミリー・サポート・センター
No.47 アフタースクール(放課後児童健全育成事業)の充実	放課後において、保護者が家庭にいない児童が安心して過ごせるよう、遊びと生活の場を用意して健全な育成に努めます。	
アフタースクールの施設整備	利用者の増加に対応するため、施設の適正な活用および維持管理に努めます。	こども教育課
職員研修の実施	定期的に研修を実施し、アフタースクール支援員等の資質向上を図ります。	こども教育課
No.48 病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育施設で、病気中や病気からの回復期のため、保育所等や学校での集団生活が困難な子どもを保育します。	こども教育課



No.49 地域子育て支援拠点事業の実施	地域で気軽に親子の交流や子育て相談等ができるよう、児童館等での地域子育て支援拠点事業に取り組みます。	
つどいの広場事業	主に3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育ての充実を図ります。	児童館
まちの子育てひろば	「まちの子育てひろば」を開設し、子育て中の親子の仲間づくりや情報交換が出来る場づくりを進めます。	社会福祉協議会
子育てサロン	子育て中の不安や孤立しがちな親子などが、気軽に参加できるサロンを開設し、保護者同士の交流を促進します。	社会福祉協議会
自主活動への支援	保護者等が主体的な活動を行えるよう、リーダーや支援ボランティアの育成に努めます。	児童館 社会福祉協議会
No.50 養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言など、必要な支援を行います。	福祉総務課
No.51 出産祝品支給事業の実施	新たに子どもを出産された保護者を対象に、出産を祝福するための祝い品を贈ります。	福祉総務課

③子育てに関する相談体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.52 きめ細やかな相談体制の充実	各種相談事業において、より利用しやすい雰囲気づくりや相談員の資質の向上を図り、きめ細やかな相談体制をつくります。	
家庭児童相談室	相談員を配置し、子育ての悩み、心配事について窓口や訪問、電話で相談に応じます。また多様化・複雑化した相談内容に対応できるように、相談員の資質向上に努めるとともに、必要に応じて専門機関との連携を図ります。	福祉総務課
子育て相談の実施	子育て中の親や子どもが集う施設において、相談を受けることができる体制を整えます。また、自然に悩みが相談できるような雰囲気づくりにも努めます。	児童館 認定こども園・ 保育所 社会福祉協議会
子育て何でも相談	発育発達・育児・栄養等の相談に対し、個々に応じてきめ細やかに対応するとともに、利用しやすい雰囲気づくりに努めます。歯科相談や母乳相談等の利用ができる場を提供し、育児不安が軽減するよう支援します。	健康課
いじめ、不登校相談	いじめや不登校など、子どもの悩みや教育に関する悩みに指導主事等が相談に応じます。また、学校・家庭・関係機関との連携強化に努めます。	学校教育課
非行相談	青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に相談活動を行います。	青少年センター
子どもの発達何でも相談	発育・発達や学校生活での悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じます。	発達サポートセンター
各種相談窓口の連携強化	相談内容に応じた適切な支援が提供できるよう、保健、医療、福祉、教育部局が情報を共有し、一体的な相談体制づくりに努めます。	関係機関



No.53 子育て支援の総合的な窓口づくり	子育て支援サービス等に関する問い合わせに、一元的に対応するため、総合的な窓口を設置します。	こども教育課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、こども園、保育所、地域子育て支援拠点などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や相談・援助を行います。	

## 具体的施策2 母子の健康づくり

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであり、子どもの健やかな成長の基礎となっています。

しかし、近年では女性の出産年齢の上昇や子育てによるストレスの増大、食生活の乱れなど、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れ、それらの問題に柔軟に対応するための取組が求められています。

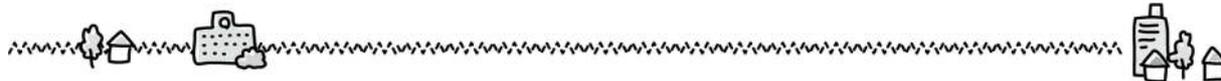
本市では、母子健康手帳交付時の個別指導や妊婦への訪問指導、両親への意識啓発を実施しています。今後も妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、妊婦の不安解消に努めていく必要があります。また、健診の受診率の向上や、未受診者への支援の充実を図ります。

### ①母子の健康の確保

具体的な取組	内容	担当課
No.54 妊娠期からの一体的な支援体制づくり	妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めます。また、啓発を行い、両親の子育てについての意識を高めます。	健康課
安心して出産を迎えるための支援	妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全かつ安心な出産を支援します。また、医療機関等との連携を密にし、支援体制の強化に努めます。	
母子健康手帳の交付および健康相談	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時に個別に面接し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。	
妊婦訪問指導	妊娠や出産、育児に不安がある妊婦やハイリスク妊婦に対し、家庭訪問や電話による相談や指導を行います。	
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診にかかる費用の一部について、助成を行います。	
パパマクラス	妊娠・出産について正しい理解を促すとともに、夫婦それぞれの役割を再認識できるよう支援します。 また、妊婦同士の仲間づくりを促進します。	
父親への子育て意識の啓発	パパマクラスへの父親参加を勧奨し、両親の子育てについての意識を高めます。また、父子健康手帳を配付し、父親の子育て参加を進めます。	



No.55 母子保健事業の充実	母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業を充実させ、母子の健康保持・増進に努めます。	
各種健診・相談事業	母子を取り巻く環境変化にあわせて各種母子保健事業を充実し、母子の健康保持・増進に努めます。また、健診、相談を通じた育児支援を強化します。	健康課
特に支援が必要な子ども・家庭への指導	先天性異常、多胎児、障がいのある子どもなど、特に支援が必要とされる子どもとその家庭に対し、専門スタッフによる相談や訪問など、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。ハイリスクケースについては、早期に関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。	健康課
乳幼児の事故防止の啓発	乳幼児健診等でのリーフレット配布や、ポスター掲示など、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。	健康課
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問)	保健師が全戸家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育・発達の観察や、保護者への育児相談・指導等を行います。	健康課
低出生体重児訪問指導	低出生体重児の訪問指導を実施し、支援に努めます。	健康課
4か月児健診	小児科医師の診察、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講義を行います。	健康課
10か月児健診	身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講話を行います。	健康課
1歳6か月児健診	小児科医師の診察、歯科検診、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、育児の負担感や発達に関する課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課
2歳児育児教室	歯科衛生士の歯磨きチェック・指導、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。また、育児の負担感や発達の課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課
3歳児健診	医師の診察、歯科検診、身体計測、目と耳のアンケート、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、言語発達の課題がある場合には、言語聴覚士による助言を行います。	健康課
5歳児発達相談事業	5歳になる子どもの保護者を対象に、就学に向けての準備や子育てについて考える機会が持てるよう支援します。	健康課
母子保健連絡会	保健センターと関係機関（認定こども園、保育所、幼稚園、教育委員会、子育て関係機関）との連絡会を開催し、連携の強化を図ります。	健康課 福祉総務課 発達サポート センター



No.56 歯科保健対策の推進	乳幼児歯科保健事業を充実させ、生涯を通じた歯の健康づくりを支援します。	
1歳6か月児、3歳児歯科健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児歯科健康診査を実施し、歯科医師の診察、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を行います。	健康課
2歳児育児教室の実施	2歳児育児教室において、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を実施します。また、栄養士による食事指導を実施します。	健康課
まちぐるみ総合健診時の歯科相談の実施	まちぐるみ総合健診時に歯科医師の診察、歯科衛生士の個別指導を実施します。	健康課
健康展等での歯科相談の実施	健康展等において、歯科衛生士による個別指導、相談を実施します。	健康課
No.57 感染症予防と予防接種の普及啓発	感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、予防接種事業は関係機関と連携し実施します。	健康課

②食育の推進

No.58 食に関する学習の機会づくり	各種教室・相談を通して、妊娠期からの食についての指導や、発達段階に応じた栄養指導を行い、健全な食習慣の推進を支援します。	
各種健診・相談事業における指導	4か月児健診時の離乳食講話、10カ月児育児相談において、離乳食についての理解を深められるよう、試食提供や講話・相談を実施します。	健康課
離乳食もぐもぐ教室	離乳食の進め方、調理方法をより具体的に理解してもらうため、実習を通じた指導を行います。	健康課
妊娠期の食生活についての指導	パパマクラスにおいて、妊娠期の食事についての講話（試食含む）を行い、家庭での食生活の大切さを十分伝え、実践できるように支援します。	健康課
No.59 関係団体との連携強化	加東市いずみ会（食生活改善推進員協議会）、認定こども園、保育所、小学校、子育てサークル等と連携しながら、子どもの正しい食習慣の定着を支援します。食育の日や、地産地消による家庭料理や伝統食の普及についても、連携を取りながら推進していきます。	健康課
No.60 市全体への食に関する意識啓発	各種事業（健診、相談、健康展、広報紙、ケーブルテレビ、リーフレット配布等）を通じ、健康づくりや食育についての情報提供を行い、食に関する意識啓発を行います。また、イベント等を通して地産地消や和食を推進します。また、「食事バランスガイド」「食生活指針」「日本人の食事摂取基準」などを参考に、相談を実施します。	秘書室 まちづくり創造課 情報推進室 健康課 農政課



### 具体的施策3 家庭教育の学習機会の充実

核家族化や地域の人間関係の希薄化、親自身の規範意識の低下等を背景に、家庭教育力の低下が指摘されています。今後も、講演会等の開催を通じて、子育て家庭への啓発に努めていきます。友人・知人への相談が多いことを踏まえて、学習や交流・体験等を通じた仲間づくりの場の創出に努めます。

また、「大学があるまち」の強みを生かすため、市と兵庫教育大学が中心となり「輝く加東まちづくりコンソーシアム」を設立しています。その一環として、市と同大学が連携して「子育て支援講座」を実施するなど、子育てや教育に関する知識を普及していきます。

#### ①家庭の教育力の向上

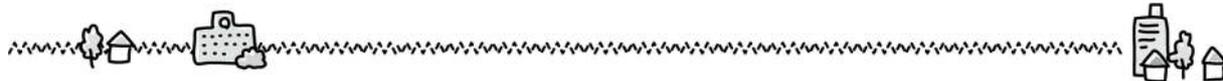
具体的な取組	内容	担当課
No.61 家庭の教育力を育成するための啓発活動	子どもに対する教育のはじまりの場である家庭の教育力の向上のため、保護者への学習機会の充実や家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。	
家庭教育の重要性の意識啓発	親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくりにより、家庭教育の重要性を啓発します。	生涯学習課 学校教育課 こども教育課
子育て支援講座の開催	児童館等において大学教員を講師に子育てに関する講座を開催し、保護者への知識普及・向上に努めます。	こども教育課
子育て講演会・教育講演会等への支援	(生涯学習課) 親の学びの機会として、保護者向けの講演会を実施します。 (学校教育課) 家庭教育の重要性の意識啓発のため、保護者向けの講演会を実施します。	生涯学習課 学校教育課

### 具体的施策4 経済的支援

子育てには、養育費や教育費、医療費など、経済的負担が多く、支援を望む声が多くあります。特に近年の経済不況の影響により、子育てに係る経済的負担感が増加していることが想定されます。

受益者負担の視点と低所得者への配慮を勘案しながら、より多くの子育て家庭の経済的負担感を軽減できる支援を提供する必要があります。

また、さまざまな機会を活用して、各種手当・制度の周知に努め、利用促進につなげていきます。



①子育て家庭への経済的支援

具体的な取組	内容	担当課
No.62 児童手当等の支給による経済支援	児童手当等の支給を通じ、子育て家庭における経済負担の軽減に努めます。	
児童手当の支給	0歳から中学校修了前までの児童を養育している方に対して手当を支給します。(所得制限有)	福祉総務課
乳幼児等・こども医療費の助成	乳幼児等・こども医療費の一部を助成します。(所得制限あり。ただし、0歳児については所得制限なし)0歳から中学校3年生まで、外来・入院とも自己負担はありません。また、他の公費負担の医療制度の助成を受けた場合、自己負担額の助成を行います。	保険医療課
未熟児養育医療助成制度	医師が、入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額および入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を助成します。	保険・医療課 (保険医療課)
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる小中学校の児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課
奨学金給付	経済的理由等により高等学校への就学が困難な生徒に対して、一定額の奨学金を支給します。	教育総務課
遠距離児童生徒通学援助	加東市立の小学校に遠距離通学する児童の保護者に対して、通学費の一部を援助します。また、遠距離通学に該当する地域の児童・生徒の通学にスクールバスを運行します。	教育総務課
自転車通学ヘルメット購入費補助	加東市立の中学校に通学する生徒の保護者に対して、通学用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。	教育総務課



## 基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進

すべての人が、仕事と家庭の両立した「ワーク・ライフ・バランス」がとれた生活を送れるよう、働き方の見直しや、職場や家庭における男女共同参画の推進を図ることで、「結婚したい」「子どもを生みたい・育てたい」と思えるような環境づくりを目指します。

### 具体的施策1 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

多くの子育て家庭が直面する問題が、子育てと仕事の両立です。

かつては、父親が仕事をし、母親は家庭で家事・育児をすることが一般的でした。しかし、現在では女性の社会進出が進み、子どもをもっても働き続けることを希望する女性が増えています。

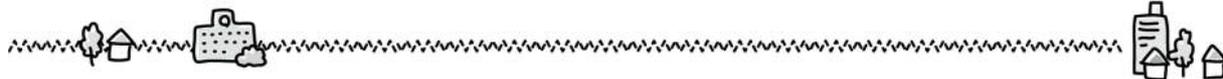
子育て中の労働者が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場への復帰支援など、子育て家庭に優しい環境づくりに取り組みます。また、男性の育児参加の促進のため、男女共同参画の家庭への啓発を図ります。

#### ①子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.63 子育てしやすい職場環境づくり	仕事と生活のバランスが取れる、働きやすく子育てしやすい環境づくりについての意識啓発を行います。また、男女が共同して家庭責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう、家事・育児・介護などをテーマにした学習機会の提供と意識啓発に努めます。	
「ワーク・ライフ・バランス」の推進	加東市企業人権教育協議会の社員研修会において、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を視点においた研修を充実させ、企業啓発を行います。また、広報活動に努めます。	商工観光課 人権協働課
育児休業・介護休業等取得制度の定着促進	育児休業取得についての職場の理解を深めるため、広報紙やパンフレット、ポスター等の活用をはじめ、さまざまな機会を通じて意識啓発に努めます。また、男性も含めた育児・介護休業制度の周知と活用促進を図ります。特に、行政機関から率先して、育児休業や育児短時間勤務などを取得しやすい職場環境づくりを推進し、部分休業や育児短時間勤務などの取得向上に努めます。	人事課 商工観光課 人権協働課
育児短時間勤務制度等の活用促進	育児や介護をしながらでも、無理なく仕事が続けられるような職場環境づくりを推進し、行政機関から率先して活用を促進します。	人事課 商工観光課

#### 具体的施策2 男女共同参画の家庭への啓発

「家事・育児は女性の仕事」という固定的な性別役割分担意識が、いまだに残っています。今後も引き続き、男女共同参画について学習する機会を提供し、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同による子育てを推進していきます。



①男女共同参画の家庭への啓発

具体的な取組	内容	担当課
No.64 男女共同による家事・育児の促進	固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、家族が家事、育児等の責任を共に担い、相互に協力できるよう、「第3次加東市男女共同参画プラン」に基づいてセミナー等を充実し、「男女共同参画」について啓発します。	
男女共同参画セミナー	セミナーや研修会の実施や様々な媒体を通じて男女共同参画に関する啓発に努め、固定的な性別役割分担の見直しを促します。	人権協働課

具体的施策3 ひとり親家庭への支援

近年、社会環境や生活環境の多様化、個人の価値観の変化などによる離婚や非婚での出産の増加に伴い、母子・父子世帯が増加しています。

本市では、ひとり親家庭に対する支援として、経済的支援のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っています。増加する母子・父子家庭に対して、今後も支援を充実し、子どもが環境に左右されず、健やかに成長できる体制をつくる必要があります。

①ひとり親家庭に対する支援の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.65 ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員による相談体制、日常生活の支援、就業支援などを行います。	
母子・父子自立支援員による相談	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談・指導等、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。	福祉総務課
家庭児童相談員による相談	家庭で児童を養育していくうえでのさまざまな悩み、心配事について相談に応じます。	福祉総務課
自立支援教育訓練給付金	公共職業訓練や職場適応訓練を受ける場合に、雇用保険の受給資格者以外の者であって一定の要件に該当する場合に、教育訓練の受講に係る経費の一部を助成します。	福祉総務課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等	看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。	福祉総務課
No.66 ひとり親家庭に対する経済的支援	各種手当の充実に努め、ひとり親家庭を経済的に支援し、生活の安定、自立支援を目指します。	
児童扶養手当の支給	父母の婚姻解消等により父または母と生計を同じくしない児童を養育している方に手当を支給します。 また、父または母が重度の障がいがある場合も、同様に手当を支給します。(いずれも所得制限あり)	福祉総務課



母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立と、扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、技能取得資金等の貸付を行います。	福祉総務課
母子家庭等医療費の助成	18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父および児童、遺児の受給対象者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 (所得制限あり)	保険医療課



## 基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり

子育てを安心して行うことができるよう、地域での見守りやネットワークの強化を推進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進します。

### 具体的施策1 地域のネットワークづくり

周囲から孤立した子育て家庭を支援するために、すべての子どもを地域全体で育て、見守っていく社会づくりが大切です。

核家族化や近所づきあいの希薄化が進む中、地域全体での子育てを進めるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要です。民生委員・児童委員が中心となり、関係機関と連携しながら地域ニーズの把握ときめ細やかな対応に努めていきます。

また、近年は、かつてよく見られた地域の子ども同士で年齢に関係なく大勢で遊ぶ姿が少なくなりました。さまざまな世代の子ども同士の交流により、友だちとの関わり方や責任感、人の立場に立って考えることを学ぶ機会づくりが大切であるといえます。

#### ①顔が見える地域づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.67 地域交流・助けあい活動の推進	子どもや子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりに向け、地域との協働による子育て支援の取組を推進するとともに、関係機関・団体の連携を密にし、地域に根ざした子育て支援策の充実を図ります。	
小地域福祉活動	住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発を行います。	社会福祉協議会
活動拠点づくり	地域の活動拠点づくりと見守り活動など、小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
連携の強化	地域内の福祉問題の解決、助け合い活動の根とワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助け合い活動に取り組みます。	福祉総務課
No.68 子ども同士のつながりの強化	異年齢の子ども同士で学びあえる縦のつながりを強め、豊かな人間関係づくりに努めます。	
たてわり活動	認定こども園、保育所や小学校において縦割りによる活動を行い、年齢や学年を超えた交流を促進します。 また、地区の子ども同士のつながりを強めるため、地区ごとの遊びや活動をさらに増やすよう取り組みます。	認定こども園 保育所 小学校
アフタースクール	子どもの安全を確保し、暖かい見守りに加えて、日々の生活の中で多くの体験を通して健全な育成を図ることを目指します。	こども教育課
ひょうご放課後プラン（地域子ども教室型）	放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた環境づくりを支援します。	生涯学習課



交流活動の推進	小中一貫校の開校に向け、学級や学年を超えた交流を深めます。また、行事や児童会・生徒会交流等を通して、小学校間及び小中学校間の交流を継続的に実施します。	小中一貫教育推進室
---------	---	-----------

## 具体的施策2 地域の教育力の向上

近年、地域の教育力が「以前と比べて低下している」と感じる保護者も多く、家庭・学校のみならず、地域のさまざまな人たちとの交流や体験を通じた子どもの育ちが求められています。

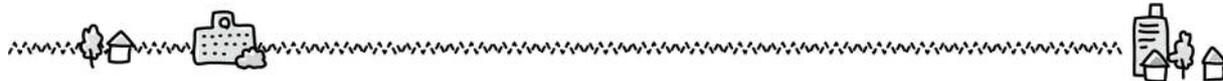
地域活動の活性化により、交流・体験機会を充実するとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促していくことも必要です。

### ①地域の交流を通じた教育力の向上

具体的な取組	内容	担当課
No.69 地域の活動を通じた「子育て力」の醸成	各事業を通じた世代間交流活動等を支援することで、地域の教育力・福祉力を高めます。	
世代間交流事業	認定こども園、保育所、学校、子ども会、自治会等の協働による行事の関係など幅広い年齢層がともに集える事業を促進します。	生涯学習課 こども教育課
小地域福祉活動	住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発、また未実施地区への働きかけを行います。	社会福祉協議会
スポーツ活動を通じた地域の交流促進	出前講座によるニュースポーツ体験を通じて地域の世代間交流の活性化を推進します。	生涯学習課

### ②地域の子育て人材づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.70 子育てサークル活動の支援	活動環境や運営方法についての助言を行うなど、自主的な子育てグループの結成を支援します。また、グループが地域の身近な場所で活動できるよう、場所の確保、運営の助言、協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。	こども教育課
No.71 サークルを支援する各機関の連携強化	関係機関が情報交換を行うことで、支援の充実につなげます。また、人材育成、サークルの活性化、ニーズの把握を行い、支援方針の統一化を図ります。	こども教育課
No.72 サークル同士による交流の促進	市内の子育てサークルの交流会を実施し、活動の違いを超えた交流の場を提供します。また、各サークルと児童館の連携を強化することで、各児童館の長所を生かせるよう努めます。	こども教育課
No.73 子育てボランティア・子育てサポーターの育成	地域の人材を子育て支援に活用するため、ボランティアの発掘と育成に努めます。また、子育てサークル等において、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポーターとして活躍できる環境を整えます。	こども教育課



### 具体的施策 3 情報の提供

子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや問題を解決していくためには、「サービスや支援に関する情報が適切に行き届くこと」が重要です。

現在、広報かとうやパンフレット、市ホームページ、市ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を用いて情報を発信しています。

今後も多様な媒体を活用して広く周知していくとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細やかな配慮に努めます。

#### ①子育て情報提供サービスの充実

具体的な取組	内容	担当課
No.74 子育て情報の提供	広報紙、ホームページ、パンフレットやチラシなどのさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報や施設、イベントを周知します。	
市広報紙等による子育て情報の充実	毎月広報紙に児童館情報を1ページ使って掲載し、そのほか各種健診や図書館等の情報を適切な時期に掲載します。	秘書室
インターネット・ケーブルテレビにおける子育て情報の充実	ホームページのほかフェイスブックなどのSNSアプリを利用して、市からのお知らせや各施設で実施している事業内容について、情報提供を行います。	秘書室 まちづくり創造課 情報推進室
子ども・子育て支援事業計画の周知	市広報やホームページ、ケーブルテレビ等、多様な媒体を活用し、計画の内容を公開し、市民への周知を図ります。	こども教育課
まちの子育てひろば情報	認定こども園・保育所の情報、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどのお知らせを掲載し、市内認定こども園・保育所や公共施設、子育てサークル等へ配布またはHPで発信します。	社会福祉協議会



## 基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

子どもを取り巻く住居、遊び場等の整備による生活環境の質の向上を図り、「子育てバリアフリー」の実現を目指します。また、安心して子どもを産み、育てることができる医療体制の充実とともに、子どもを犯罪や交通事故などから守るための取組や、地域での見守り体制を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

### 具体的施策1 快適な環境づくり

子どもが健やかに生まれ育つには、居住空間はとても重要です。子育て家庭がゆとりある良質な住環境で暮らすことができるよう、取り組みます。

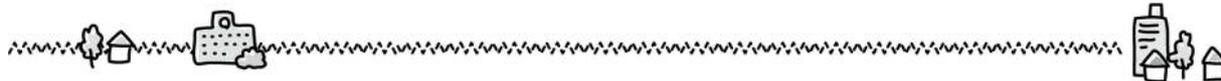
また、地域の公園は子どもの屋外の遊び場としてばかりでなく、地域住民の憩いの場として大切なものであり、それぞれの地域性に配慮した整備が必要であることから、地域全体の協力のもとで進めることが大切です。

#### ①良質な住環境確保のための支援

具体的な取組	内容	担当課
No.75 ゆとりある住環境確保のための支援	子育て家庭がゆとりある良質な住環境を確保できるよう支援します。	
定住を促進する住宅地の供給	各種土地利用制度等を地域と協働で導入することにより、子育て家庭にとっても住宅地を確保しやすくなるような施策を推進します。	都市政策課
市営住宅の整備・供給	住宅に困窮する低所得の子育て家庭がゆとりある住環境を確保できるよう、計画的に修繕を行い、良質な市営住宅供給に努めます。	都市政策課
空家を利活用した住宅の提供支援	低予算での購入・賃貸が図れる空家の子育て家庭への情報提供とマッチングを積極的に行い、ゆとりある子育て環境づくりを支援します。	都市政策課
住まいの耐震化の支援	昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震診断・耐震改修助成制度の普及啓発および促進に努め、安全・安心な住環境づくりを支援します。	都市政策課

#### ②子どもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.76 公園の整備促進	子どもたちや親子が身近で楽しめる遊び場となるよう、整備や経年劣化した施設の修繕、改修等に努めます。	
地域に即した公園の整備	公園については、既存施設で需要を充足していることから、新規設置の計画はありません。ただし、道路事業と合わせたポケットパークは必要に応じ設置していきます。区画整理事業等により新たに設置する場合は、地域の実情に即した公園を、地域との協働のもとに整備します。	土木課
遊具の設置等の整備	遊具等の安全点検を定期的実施し、劣化や損傷の進行を未然に防止する対策を講じるとともに、劣化が進行している遊具から計画的に更新します。	土木課



美しい遊び場環境の提供	公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝生の刈込を行い、景観的に美しく、清潔な遊び場環境の維持に努めます。	土木課
-------------	---	-----

## 具体的施策 2 安心・安全な環境づくり

子どもが地域で安全・安心に暮らしていくことができる環境づくりは、次代を担う子どもの育成において欠かせない重要な課題です。

医療環境については、いつでも、だれでも、安心して医療が受けられる体制整備が重要です。医師確保に努めるとともに、広域的な取組により、安心して受診できる環境整備を進めます。

また、近年、子どもが被害にあう交通事故や凶悪犯罪が増加しています。子どものかけがえのない命を守るために、園外活動および通学路の安全確保や防犯活動の推進に積極的に取り組んでいきます。

### ①小児医療の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.77 広域的な小児救急医療体制の整備	加東健康福祉事務所、医師会など関係機関との連携を行い、地域における医療体制の推進を図ります。加東市民病院では、今後も地域住民が安心して暮らせるよう、小児科診療を継続していきます。	健康課 加東市民病院
No.78 かかりつけ医づくりの推進	かかりつけ医を持つことの必要性や適正受診、救急医療体制について、新生児訪問や乳幼児健診等で周知・啓発を行います。	健康課

### ②有害環境の浄化

具体的な取組	内容	担当課
No.79 有害図書自動販売機の設置防止	有害図書等自動販売機の設置防止や監視を行い、健全な環境づくりに努めます。	青少年センター

### ③公共施設・道路環境の整備

具体的な取組	内容	担当課
No.80 道路の段差解消	市内の幹線道路において、子どもの通行や車椅子、自転車などの利用に支障をきたす箇所については、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた改善を順次実施します。今後の整備にあたっては、利用状況の把握に努め、緊急を要する箇所、公共施設周辺など利用者の多い個所から計画的に改善を進めます。また、国・県道についても、管理者に改善を要望していきます。	土木課
No.81 施設のバリアフリー化	子育て中の家庭が安心して生活できるよう、公共施設のバリアフリー化に努めます。	関係各課

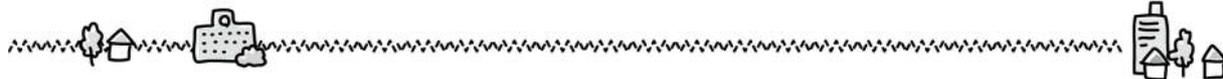


## ④子どもの交通安全の確保

具体的な取組	内容	担当課
No.82 通学路の安全確保	子どもが交通事故の被害に遭わないため、学校・PTA・地域住民と連携を図り、要望や通学路および認定こども園・保育所の散歩コース等の見回り結果に基づき、カーブミラー・啓発看板・標識の設置を進めるとともに、必要な交通規制や信号機の設置を警察に要望し、交通事故から子どもを守るための安全確保を図ります。	
交通安全施設の整備	通学路にある見通しの悪い交差点などに、カーブミラーの設置を進めます。また、事故多発箇所等には、注意喚起看板や啓発看板の設置を進めます。	防災課
No.83 交通安全推進活動の充実	児童・生徒に対する交通安全教育を充実するとともに、運転者等に対する交通ルール、交通マナーの向上について、警察・交通安全協会と連携した啓発事業を推進します。	
交通安全推進活動への助成	各地区の自治会、シニアクラブ等の団体による交通安全推進活動に対し、活動に必要な経費の補助を行うことで、活動の充実を図ります。	防災課
交通安全教室の実施	警察や交通安全協会と連携し、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校での、啓発ビデオ鑑賞や信号機を使った歩行訓練、自転車の正しい乗り方の指導などを行います。また、通学時の自転車指導を実施するほか、生徒に交通安全効果の高い自転車用反射板を配流します。	防災課

## ⑤子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.84 防犯灯・防犯カメラの設置	市内の小・中学校の要望を基に、通学路等への防犯灯の整備を進めます。また、新たな対策箇所の調査を実施し、さらに通学路の安全確保を図ります。また、主要な通学路や公共的空間で不審者出没情報のある箇所等に、防犯カメラの設置を進めるとともに、自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。	防災課
No.85 防犯に関する情報提供	兵庫防災ネットの携帯電話メールサービスを利用した「かとう安全安心ネット」による犯罪・防犯情報の配信、ケーブルテレビ等による情報提供を実施します。認定こども園、保育所、幼稚園、学校等を通じてチラシを配布するなど、メールサービスへの登録を促進します。	防災課
No.86 防犯対策の推進	児童・生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。	学校教育課 青少年センター



<p>No.87 保育所・学校等の安全対策の推進</p>	<p>認定こども園、保育所、幼稚園、学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯設備を整備し、園・校内の巡視の強化、危険個所の点検などに取り組みます。また、教職員等の防犯意識の高揚のため、講習会を実施します。</p>	<p>教育総務課 学校教育課 青少年センター こども教育課</p>
<p>No.88 地域ぐるみの防犯活動</p>	<p>「子ども110番の家」などの、子どもの駆け込み場所の設置や、まちぐるみ防犯グループ活動を通じ、子どもたちへの声かけ・見守り活動を行うことで、地域の子どもたちは地域で育てるという意識を高め、地域の防犯力の向上を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>まちづくり防犯グループ活動</p>	<p>各地区の自治会、シニアクラブ、婦人会、PTA等の団体によるまちづくり防犯グループに対し、活動に必要な経費への補助金を交付することにより、支援を行います。</p>	<p>防災課</p>
<p>防犯パトロールの実施</p>	<p>通学時間において、青色回転灯を灯火した公用車による防犯パトロールを行います。</p>	<p>防災課 青少年センター</p>
<p>子ども110番の家</p>	<p>子どもがトラブルに巻き込まれそうになったときに逃げ込める一時避難場所として、「子ども110番の家」を地域の民家や商店、公共施設等に設置します。また、制度や場所の詳細についてPTAに啓発していきます。</p>	<p>学校教育課 青少年センター</p>
<p>No.89 青少年の健全育成活動の推進</p>	<p>青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境から子どもを守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、さまざまな取組を進めていきます。</p>	<p>学校教育課 青少年センター</p>
<p>No.90 防犯意識の高揚</p>	<p>防犯意識の高揚のため、市内の危険個所についての情報提供や、市の広報誌、チラシ等を活用した啓発に努めます。</p>	<p>防災課</p>
<p>No.91 防犯ネットワークの形成</p>	<p>防犯活動を行っている各種団体、機関の連携を密にし、総合的な防犯協力体制づくりを強化します。</p>	<p>関係機関</p>



## 第5章

# 今後5か年の主要事業の 「量の見込み」と「確保方策」







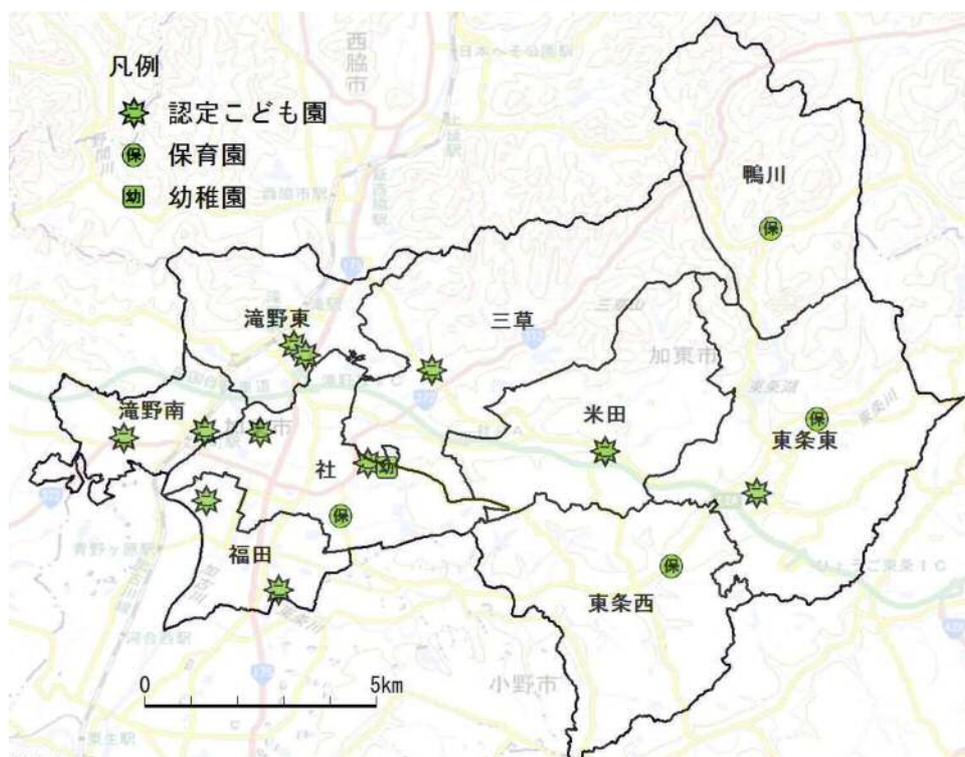
## 第5章 今後5か年の主要事業の 「量の見込み」と「確保方策」

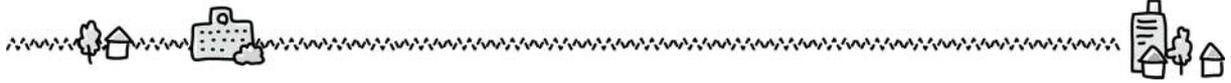
### 1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市における教育・保育提供区域は、地域の実情を踏まえ、効率的に提供体制が整えられるよう、市全体を1区域として定めます。

■ 小学校区別 教育・保育施設一覧および施設の分布



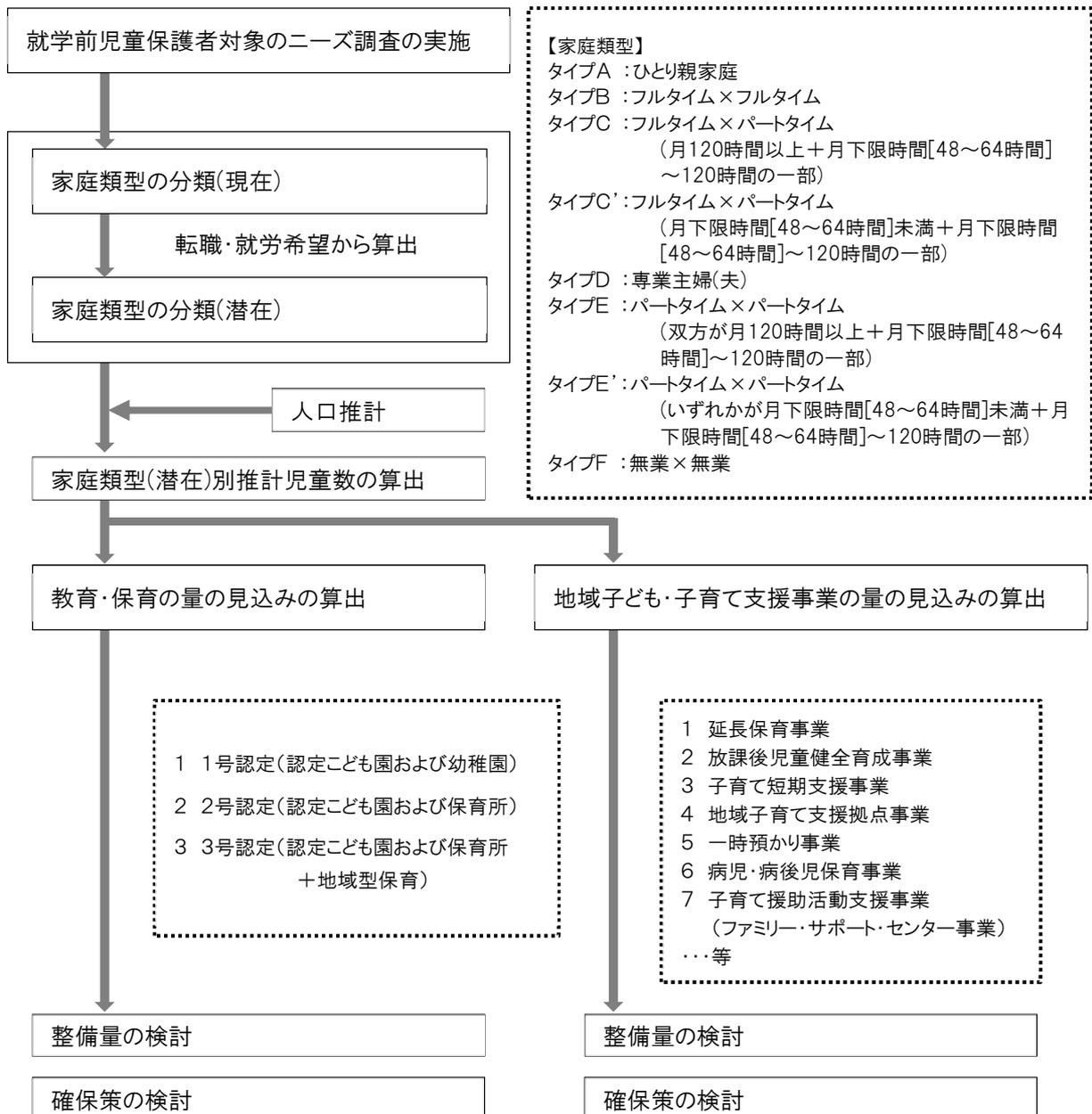


## 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





## (2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成29年の2,146人から令和6年には2,138人と推計され、増減しながらも微減で推移することが予測されます。

また、6～11歳も同様に平成29年の2,214人から令和6年には2,070人と推計され、増減しながらも微減で推移することが予測されます。

### ■ 子ども人口の推移と推計

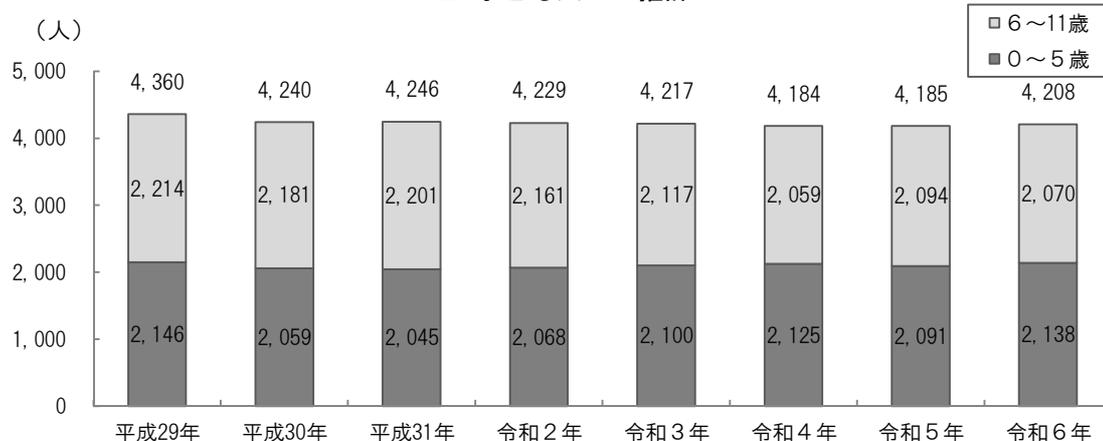
単位：人

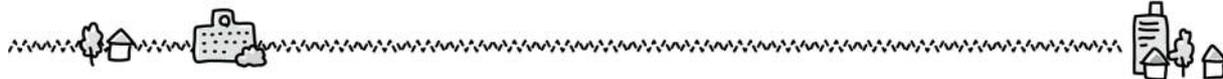
	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	4,360	4,240	4,246	4,229	4,217	4,184	4,185	4,208
0歳	412	316	354	358	356	356	358	364
1歳	346	398	320	358	362	360	360	362
2歳	332	331	394	317	354	358	356	356
3歳	343	323	330	393	316	353	357	355
4歳	368	331	319	326	389	313	350	354
5歳	345	360	328	316	323	385	310	347
0～5歳	2,146	2,059	2,045	2,068	2,100	2,125	2,091	2,138
6歳	353	339	363	331	319	326	389	313
7歳	388	358	343	367	335	323	330	393
8歳	366	385	355	340	364	332	320	327
9歳	375	368	390	360	344	369	337	325
10歳	353	379	370	392	362	346	371	339
11歳	379	352	380	371	393	363	347	373
6～11歳	2,214	2,181	2,201	2,161	2,117	2,059	2,094	2,070

資料：平成29年～平成31／令和元年は、住民基本台帳（各年3月31日）

令和2年～令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

### ■ 子ども人口の推計





### (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

#### ■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	4.7	4.7	4.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	40.0	43.1	43.1
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	27.3	28.6	28.6
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	6.0	7.8	7.8
タイプD	専業主婦（夫）	21.8	15.6	15.6
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.3	0.3	0.3
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、令和2年度～令和6年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

#### ■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	4.7	101	97	96	97	99
タイプB	43.1	925	888	882	892	905
タイプC	28.6	613	588	584	591	600
タイプC'	7.8	167	160	159	161	164
タイプD	15.6	334	321	319	322	327
タイプE	0.3	6	5	5	5	5
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	2,146	2,059	2,045	2,068	2,100



### 3 教育・保育事業の提供

#### (1) 施設型事業

##### ① 幼稚園および認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園は幼児の心身の発達を助長することを目的として、集団行動を通して日常生活習慣を養うための教育を行う施設です。

また、認定こども園は幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を合わせ持つ、教育と保育を一体的に行う施設です。

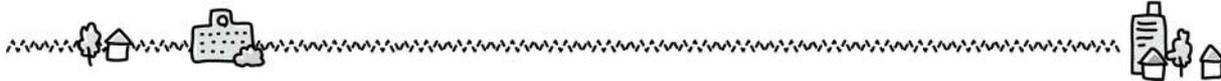
#### 確保方策

現状では、全体的なニーズに対する供給量は満たしています。

#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	295	292	300	290	302
1号認定	264	262	268	260	270
2号認定	31	30	32	30	32
②確保の状況	295	292	300	290	302
特定教育・保育施設	168	164	175	170	153
新制度に移行しない幼稚園	127	128	125	120	149
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



## ② 保育所および認定こども園（保育所部分）

保護者の就労や親族の介護など、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。

### 確保方策

定員の拡大と弾力運用を行い、提供体制を整えます。

#### ■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,205	1,220	1,239	1,212	1,245
2号認定	797	792	810	783	814
3号認定	408	428	429	429	431
0歳	57	56	56	57	58
1・2歳	351	372	373	372	373
②確保の状況	1,205	1,220	1,239	1,212	1,245
特定教育・保育施設	1,177	1,192	1,212	1,184	1,236
2号認定	784	779	797	770	814
3号認定	393	413	415	414	422
認可外保育施設等	28	28	27	28	9
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



## 4 地域子ども・子育て支援事業の提供

### (1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、必要に応じて通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

#### 確保方策

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた利用ができるよう、すべての保育所、認定こども園で実施します。

#### ■ 延長保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	577	586	593	584	597
②確保の状況	577	586	593	584	597
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### (2) 地域子育て支援拠点事業

児童館や保育所など、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流(ひろば活動)や育児相談、情報提供等を実施し、地域の子育て家庭を支援する事業です。

#### 確保方策

2つの児童館(児童館事業の実施施設は3か所)とかとうGENKiにて、ひろば事業等を実施します。利用者のニーズにあわせたきめ細かな支援の提供を行います。

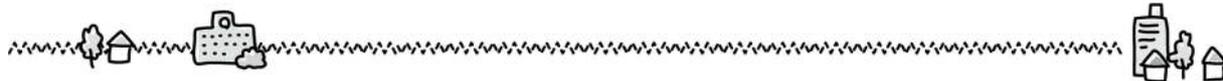
#### ■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80,607	82,822	82,977	83,018	83,804
②確保の状況	80,607	82,822	82,977	83,018	83,804
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### (3) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できないときに、子どもを一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育する事業です。



**確保方策**

市内の医療機関において、病児・病後児保育施設1か所を整備し、対応します。

■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	115	121	127	129	137
②確保の状況	115	121	127	129	137
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

**(4) 放課後児童健全育成事業(アフタースクール)**

放課後に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

**確保方策**

市内すべての小学校区(9か所)において実施しています。利用者の増加に対し、施設の適正な活用やアフタースクール支援員の資質向上を図ります。

■ アフタースクールの量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み数	410	413	406	430	437
1年生	155	156	153	162	165
2年生	122	123	121	128	130
3年生	83	83	82	87	88
4年生	36	37	36	38	39
5年生	12	12	12	13	13
6年生	2	2	2	2	2
②確保の状況	443	443	443	443	443
乖離(②-①)	33	30	37	13	6



## (5) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）

保護者が病気や冠婚葬祭などの事由により、家庭で子どもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で養育する事業です。

### 確保方策

委託契約を結んでいる11か所の施設と連携しながら、提供量を確保します。

#### ■ 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22	22	22	22	22
②確保の状況	22	22	22	22	22
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

## (6) 一時預かり事業

### ① 幼稚園在園児を対象とした預かり保育

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を対象に実施する事業です。

### 確保方策

預かり保育を希望する在園児を対象とし、在園する園にて一時預かり事業を実施します。

#### ■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,042	5,008	5,120	4,954	5,144
②確保の状況	5,042	5,008	5,120	4,954	5,144
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

### ② 幼稚園在園児を対象とした預かり保育以外

在園児以外の子どもについて、保護者の就労や疾病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

### 確保方策

保育所、認定こども園の協力のもと、提供体制を確保します。



### ■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	906	922	932	919	938
②確保の状況	906	922	932	919	938
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

## (7) 利用者支援事業

子どもおよびその保護者、または妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 確保方策

東条鯉こいランドにおいて、一般型を開始し、相談業務を行っています。適切な相談・指導・助言を行えるよう、相談員の資質向上に努めます。

### ■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
基本・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の状況	3	3	3	3	3
基本・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業です。

### 確保方策

援助を受けたい人の依頼に、より迅速・確実に応えることができる体制を確保します。また、講習会の充実に努め、より良いサポート活動を実施します。



■ ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	508	506	502	502	505
②確保の状況	508	506	502	502	505
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### (9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談、子育て情報の提供等を行う事業です。

#### 確保方策

子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥らずに安心して子育てができるよう、引き続き全戸訪問に努め、必要な支援や助言を行います。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	358	356	356	358	364
②確保の状況	358	356	356	358	364
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### (10) 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要な家庭に、保健師や家庭児童相談員等の訪問支援を実施し、安定した児童の療育支援を行う事業です。

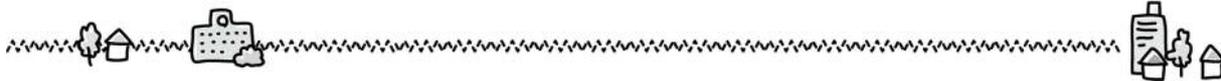
#### 確保方策

乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要と思われる家庭を早期に発見し、適切なタイミングで支援できるように努めます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	90	90	91	92
②確保の状況	91	90	90	91	92
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



## (11) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげることで、母体の健康管理および胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を行う事業です。医療機関で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、14回分までを助成しています。

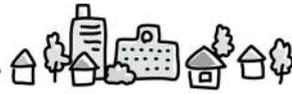
### 確保方策

安心して妊娠期が過ごせるよう、妊婦健診の受診率100%をめざし、事業の周知を行い、提供体制を整えます。

#### ■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	414	412	412	414	421
②確保の状況	414	412	412	414	421
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



## 第6章

# 計画の推進のために







## 第6章 計画の推進のために

### 1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

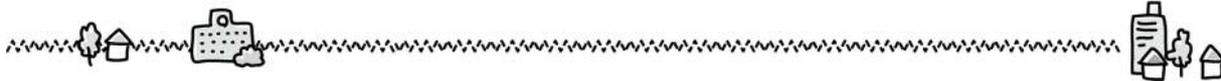
地域での取組（役割）と市全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域のさまざまな活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取組を効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 2 計画の公表および周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙やホームページを活用するとともに、市民が集まるさまざまなイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

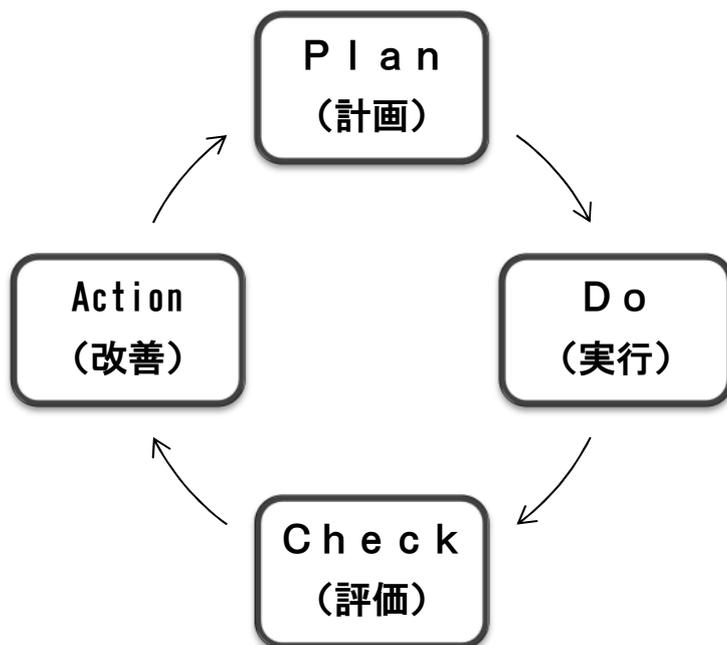
また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

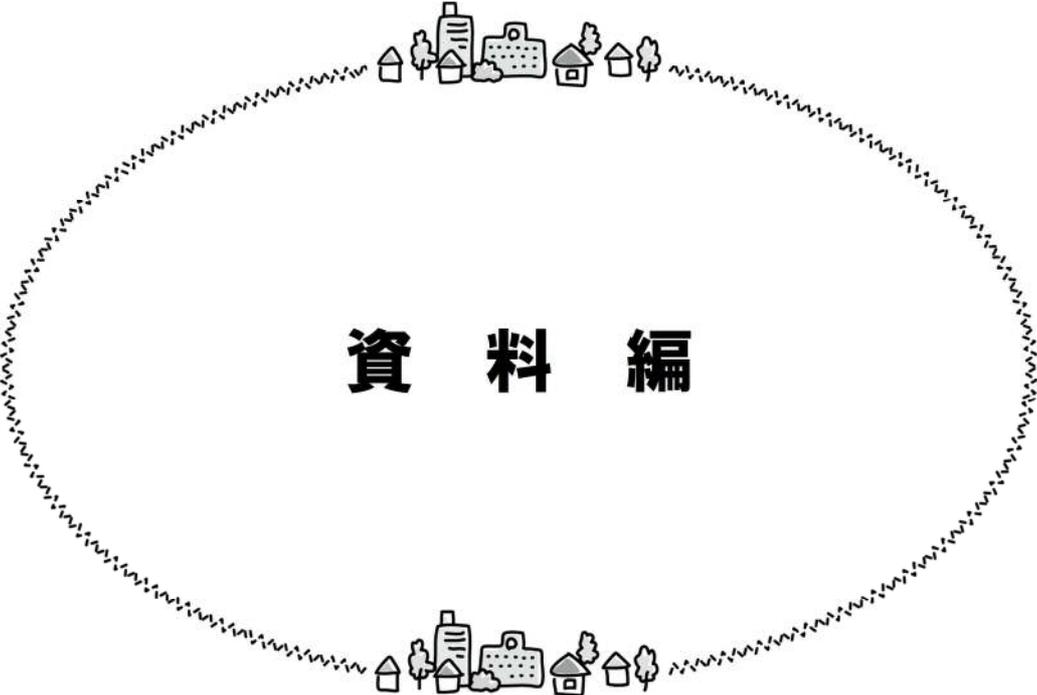


### 3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係るさまざまな施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取組の進行管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。





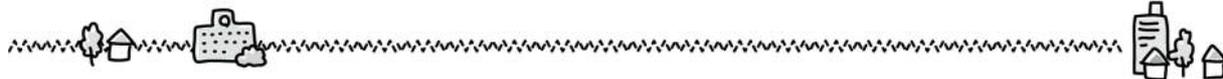
# 資料編





## 資料編

### 1 加東市子ども・子育て会議委員名簿



## 2 会議の経緯

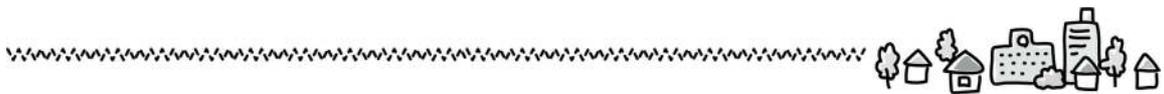
【平成 30 年度】

月 日	内 容
7月12日（木）	平成 30 年度第 1 回加東市子ども・子育て会議 （協議内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度加東市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> <li>・第 2 期加東市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
2月5日（火）	平成 30 年度第 2 回加東市子ども・子育て会議 （協議内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>・加東市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について</li> <li>・平成 31 年度における就学前教育・保育施設の状況</li> </ul>

【令和元年度】

月 日	内 容
7月24日（水）	令和元年度第 1 回加東市子ども・子育て会議 （協議内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度加東市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> <li>・第 2 期加東市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の報告について</li> <li>・第 2 期加東市子ども・子育て支援事業計画骨子案の検討について</li> </ul>
10月10日（木）	令和元年度第 2 回加東市子ども・子育て会議 （協議内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込みに対する確保方策の検討について</li> <li>・加東市子ども・子育て支援事業計画の検討について</li> </ul>





## 第2期加東市 子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月  
発行者 教育委員会 こども未来部 こども教育課  
住 所 〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地  
TEL 0795-43-0546  
FAX 0795-43-0559  
URL <http://www.city.kato.lg.jp/>

